

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

令和二年（2020年）1月31日

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
1	募集要項	3	II	2	③				ユーザー企業や共同管理者の理解確保	『両事業のユーザー企業(以下「ユーザー企業」という。)及び県を通じて共同管理者(有明工業用水道事業においては福岡県、荒尾市及び大牟田市をいい、八代工業用水道事業においては上天草・宇城水道企業団(以下「企業団」という。))をいう。)に対する積極的な情報開示や双方向のコミュニケーションに取り組み』とありますが、現在までの情報開示方法はどのような形で行われていたのでしょうか？	共同管理者とは、負担金に係る次年度予算及び決算協議を毎年実施しており、その際に運用状況等についての情報提供を行っています。但し、八代工業用水道事業においては、共同施設の更新等がなく負担金が少額となる場合は、協議を実施しないこともあります。ユーザー企業に対しては、情報誌「水だより」の配布や河川渇水状況等の情報提供をおこなっています。
2	募集要項	3	II	2	④				未利用水の有効活用の促進	『民間ならではのアイデアによる有効活用を提案する等により、県と協力して未利用水の有効活用に取り組む。』とありますが、運営権者が提案し、県が提案内容の決定権限を持っているとの認識でよろしいのでしょうか？	未利用水の有効活用が、義務事業に係る工業用水としての新規需要開拓の場合は、県は熊本県工業用水道供給規程に基づき、給水を新たに受けようとする者からの給水の申込みを取扱います。任意事業については、運営権者は公共施設等運営権実施契約書の第22条に基づき、任意事業を実施することができます。但し、当該任意事業の実施可否について、応募者が県の見解の確認をあらかじめ必要とする場合には、競争的対話で調整するものとします。
3	募集要項	4	II	3	(1)	②	ア		停止条件付運営権	停止条件付運営権とは、運営権設定行為に停止条件を付けているという理解でよいでしょうか。条件が成就した時点をもって、運営権登録の変更が必要になるということでしょうか。	八代工業用水道の汚泥処理施設に係る運営権者の義務履行に停止条件を付けているという趣旨です。当該管理区分の変更時に運営権登録の変更は要しません。
4	募集要項	5	II	3	(2)	②			任意事業	「周辺の公共団体」とあるが、熊本県内の団体に限らず、県外の団体も含むものと考えてよいのか。	ご理解のとおりです。具体的な範囲の定めはありませんが、概ね九州内の公共団体とご理解ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
5	募集要項	5	II	3	(2)	②		周辺の公共団体又は工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託する場合の事業	運営権者が実施する事業は義務事業と任意事業の 2 種類という理解ですが、「周辺の公共団体又は工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託する場合の事業」は任意事業とは取り扱わない旨の記載があります。これは、上記事業は「義務事業」となるという理解でよいのでしょうか。	義務事業とはなりません。「周辺の公共団体又は工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託する場合の事業」は、本事業対象外です。
6	募集要項	5	II	3	(2)	②		任意事業	運営者が任意事業にて新設する設備が、浄水処理工程に有効な施設の場合の取り扱いについては、今後の日程で提示されている県との競争的対話にて確認することで宜しいでしょうか。	ご例示の場合も含めて、募集要項等の解釈について県に確認が必要なものは、競争的対話においてご確認ください。
7	募集要項	5	II	3	(2)	②		任意事業	「義務事業に関連する範囲で」とありますが、本事業における未利用資産を活用すれば事業場所を問わず任意事業を実施することができるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問の内容のみでは、任意事業の想定内容が分からないため、具体的な事業内容を県に示した上で競争的対話においてご確認ください。
8	募集要項	6	II	4	(2)			運営権者譲渡対象資産	運営権者譲渡対象資産は提案時に指定するということですが、提案から事業開始まで 10 か月弱ございます。提案時点で指定した資産に不具合等が発生した場合にはその修繕あるいは再調達を、資産を追加等する場合には優先交渉権者ないし運営権者と事前に協議をしていただけるという理解でよろしいでしょうか。	県の費用負担による修繕又は再調達は原則として行わず、当該資産の代替資産が事業の遂行上必要な場合には、運営権者の費用負担で再調達等を行うものとします。但し、本事業の開始までに県が業務を継続するに当たり修繕又は代替品の購入を行うこともあり得るため、具体的な対応は運営権者との事前協議により決定するものとします。
9	募集要項	6	II	4	(2)			譲渡対象資産	運営権者譲渡対象資産のうち、別紙 3 に記載された動産については、事業開始時点の資産帳簿価格で有償譲渡するとあります。譲渡価格については、資産帳簿価格以外は認めないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
10	募集要項	7	II	4	(3)				使用許諾対象資産の使用	「運営権者は、本事業期間中、義務事業の実施に当たり、別紙4に記載された使用許諾対象資産を無償で使用することができるものとし、」とありますが、経年劣化など運営権者の帰責ではない故障、破損等が発生した場合には、貴県(または共同管理者)にて修理、交換を行うとの理解でよろしいでしょうか。	県の費用負担による修理又は交換は考えていません。当該資産の代替資産が事業の遂行上必要な場合には、運営権者の費用負担で修理又は交換を行ってください。なお、その旨を公共施設等運営権実施契約の第21条第3条に追記するものとし、修正後の同実施契約書(案)は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
11	募集要項	7	II	5	(2)				事業期間の延長	事業期間を合意延長するための事由として「不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする場合」とありますが、当該場合には、たとえば運営権者に帰責がない外部環境の変化による財務悪化も含まれる余地があるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりで差し支えありませんが、当該事由が事業期間の延長を必要とする事由であるかは、県及び運営権者が個別の事由毎に協議するものとします。
12	募集要項	8	II	5	(4)	②			更新投資の残存価値相当額	契約が当初終了日より前に解除された場合には、解除日から起算して残存価値相当額が計算されるという理解でよいでしょうか。実施契約書(案)第98条第1項第8号によると、「本契約の解除又は終了日から本事業終了日までの期間を勘案した上で」とありますが、この条文の読み方も含めてご教示ください。	ご理解のとおりです。「本契約の解除又は終了日から本事業終了日までの期間を勘案した上で」との表現は、ご指摘のようなケースにおいて、解除日から起算して残存価値相当額を計算することを明らかにしたものです。公共施設等運営権実施契約書(案)第98条第1項第8号の参照条文は、正しくは、第87条第2項第2文です。なお、修正後の同実施契約書(案)は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
13	募集要項	9	II	6	(3)				利用料金の構成	利用料金の中に配当金が含まれていますが、配当の比率に制限はありませんでしょうか。	ありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
14	募集要項	9	II	6	(2)				利用料金の決定	現在ユーザー企業における利用料金の決定に関して、貴県にて実施している方法と利用しているツール(エクセル等のファイルで管理している場合はそのファイル)等は、そのまま引き続き運営権者が利用できるとの認識でよいか。	募集要項及び「熊本県工業用水道管理条例」に基づき利用料金を決定してください。県にて利用料金算定に利用しているエクセルファイルは運営権者にて利用が可能です。
15	募集要項	9	II	6	(2)				協力料	協力料について、将来計画される契約水量を確保するための収入ということですが、これは施設の余剰分の維持管理のための収入と解釈できるため運営権者も収受するべきと考えます。県が全額収受とされた理由をご教示頂けますでしょうか。	協力料は、主に管路の更新に備えた収入と解釈できるため、県が全額収受する整理としています。なお、募集要項に定めた最低提案価格は、協力金を全額県収受とした場合において、県が標準的と考える運営権者の収支を基に設定しています。
16	募集要項	10	II	7	(2)	①			建設負担金	更新投資負担金及び建設負担金について、入金タイミングについてご教示ください。運営権者から提出された更新実施報告書(要求水準書P16 提出書類一覧(3/4))を受領後何日後を目途と考えればよろしいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書(案)第56条及び第59条をご参照ください。
17	募集要項	11	II	7	(2)	②			維持管理負担金の提案	維持管理負担金の金額は運営権者が提案時に提案することですが、選定基準11頁の「県の財政健全化への寄与」の項目には当該金額提案が含まれていないように見受けられます。当該維持管理負担金の提案金額は選定基準におけるどの項目で評価されるのかご教示ください。	「事業全般に関する項目」の「資金調達・事業収支」で審査されます。なお、維持管理負担金は価格点算定の対象とはしていませんが、本事業の基本方針として、共同管理者の理解確保を掲げていることを踏まえた収支計画を提案してください。
18	募集要項	11	II	7	(2)	③			運営権者経費の提案	運営権者経費は運営権者が提案時に提案することですが、選定基準11頁の「県の財政健全化への寄与」の項目には当該金額提案が含まれていないように見受けられること	「事業全般に関する項目」の「資金調達・事業収支」で審査されます。また、運営権者経費は更新計画と関連するため、「義務事業に関する項目」「施設更新」の審査を通じて、間接

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
									から、当該運営権者経費の提案金額は選定基準におけるどの項目で評価されるのかご教示ください。	的に審査対象とされている側面はあります。なお、運営権者経費は価格点算定の対象とはしていませんが、本事業の基本方針として、共同管理者の理解確保を掲げていることを踏まえた収支計画及び更新計画を提案してください。	
19	募集要項	11	II	7	(2)	③		運営権者経費	20年を超えて事業期間が延長された場合には県は運営権者経費を支払わないとありますが、改めて運営権者が選定された場合には、運営権者経費が発生するといった認識でよろしいでしょうか。	本事業においては、運営権者経費の支払いは20年間(20回)に限定されます。	
20	募集要項	11	II	8	(1)	②		任意事業における事業用地及び施設等の使用権	「事業用地及び施設等の使用における賃借料」を決定するための根拠資料は何か。	「熊本県財産条例」に基づき賃借料を決定します。	
21	募集要項	11	II	8	(1)	②		任意事業における事業用地及び施設等の使用権	事業用地及び施設等の使用における賃借料はどのように決定されるのでしょうか。	「熊本県財産条例」に基づき賃借料を決定します。	
22	募集要項	12	II	10				事業立ち上げ期における県職員による協力	事業立ち上げ期においては貴県の職員により協力いただくことが可能とのことですが、当該協力は派遣ではないことから、貴県の職員の協力を要する費用は運営権者にて支払うことは不要という理解でよいのでしょうか。また、同様に、派遣ではない以上、運営権者の指揮命令ではなく貴県の指揮命令の下で活動されるという理解でよいのでしょうか。	前段及び後段のいずれもご理解のとおりです。なお、前段について、県が負担できない程度の業務量及び費用負担を伴う協力は想定していないことにご留意ください。	
23	募集要項	12	II	11	(1)			更新投資	更新費用算定は、根拠を示した上で、提案者独自の判断、独自の仕様、頻度の提案は可能でしょうか。	要求水準書を充足する限りにおいて、ご理解のとおりです。	

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
24	募集要項	13	II	12	(2)				最低提案価格の構成	②県負担額_イ「更新投資の残存価値相当額（現在価値換算前）」について、「参考額」とありますが、残存簿価の上限設定額ではない、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
25	募集要項	14	II	12	(4)				価格提案にあたっての計画水量	表中の新規ユーザー企業分について、県が把握している企業への見込み給水量を加えることは認めないとありますが、実際の提案の際には、それを見越した水量に応じた更新計画を立案する必要があると考えます。競争的対話において開示された内容に基づいて更新計画を作成するとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	募集要項	16	III	2					応募者に共通の参加資格	地元雇用の促進・継続や、優先交渉権者選定の競争性を担保する観点から、現在「有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託」を受託している企業については、特定のグループのコンソーシアム構成員として本事業に応募することは適切でないと考えます。この点について県のお考えをお示してください。	県としては、特定の者の参加に制約を加えることは必要ないと判断し、募集要項における参加資格を設定しています。なお、左記ご質問は参加資格に関する質問・意見であり提出期限を過ぎています。今後の募集選定手続きにおいては、期日遵守をお願いします。
27	募集要項	18	IV	1					募集及び選定方法	現在の運転管理業務受託者が、本コンセッションへのコンソーシアム企業として参加できるのでしょうか？	例示の者の応募に制約はありません。なお、左記ご質問は参加資格に関する質問・意見であり提出期限を過ぎています。今後の募集選定手続きにおいては、期日遵守をお願いします。
28	募集要項	18	IV	3					募集及び選定スケジュール	2月4日の募集要項等に関する質問又は意見に対する回答の公表（参加資格審査関連以外）から、2月6日の参加表明書及び参加資格確認書類の受付期限までの期間が短いので、回答の公表を前倒ししていただくか、回答の公表から受付期限までもう少し余裕があるスケジュールとしていただきたい。	応募しようとする者は、所定の提出期限までに、参加表明書及び参加資格審査書類の提出を提出してください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
29	募集要項	19	IV	3					競争的対話における現地調査	予定されている現地調査の方法、時間等をご教示ください。(1グループずつ3時間×2日を予定、等)	集中実施期間の時間割については、参加資格確認審査の通過者に個別に通知します。また、集中実施期間後は、応募者が希望する日程の中から県が指定する日程で実施可能とする予定です。
30	募集要項	21	IV	4	(2)	①	オ	(イ)	回答予定日参加資格審査関連以外	質問の回答内容をもって、本事業に参加するかしないかの意思決定をする可能性もあり、本事業は参加申請後のコンソーシアム構成企業の変更が基本的に認められないので、回答日と参加資格申請の提出期限の間の期間を少なくとも1週間(5営業日)以上とっていただけないでしょうか。	応募しようとする者は、所定の提出期限までに、参加表明書及び参加資格審査書類の提出を提出してください。
31	募集要項	23	IV	4	(2)	⑦			優先交渉権者を選定しない場合	応募者が1グループのみであっても、選定は行われるという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	募集要項	24	IV	4	(3)	③			ユーザー企業との給水協定及び共同管理者との協定の改定	ユーザー企業および共同管理者は、本事業に伴う協定書の改定について、「全者合意済」を前提とするという理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、「全者合意済を前提」の趣旨を正しく理解できないため、必要に応じて競争的対話において照会ください。
33	要求水準書(案)	4	1	2	(1)				超過使用料金	各ユーザー企業の時間最大使用水量の管理(把握)の方法をご教示下さい。	量水器の計量値より使用水量を決定します。基本使用水量(特定使用水量を含む。)が120立方メートル未満のユーザー企業の超過使用水量は、熊本県工業用水道管理条例第2条第5号ただし書の規定により算出した水量とします。
34	要求水準書(案)	7	1	3	(2)				条例等	実施方針等に関する質問・意見に対する回答No.258において、熊本県企業局会計規程については、運営権者が直接遵守すべきものではないとのお返答でしたが、これは貴県	本事業の要求水準書では、運営権者が業務実施企業に業務を請負又は委託する場合において、入札の実施は求めています。但し、管路の修繕等、複数者からの見積もり取

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
									が実施する予算・決算に対応するための費目等を遵守すればよく、会計や契約（入札や随契など）の規程は遵守する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	得を求めている業務もあることにご留意ください。	
35	要求水準書 (案)	9	2	1	(3)			事業計画等の作成に関する要求	「基本協定書」では、統括マネジメント業務はSPCをして実施し、構成員を含む第三者に請け負わせてはならないとありますが、事業計画等の作成に当たって必要となる検討の一部を構成員等に委託することは認められますでしょうか。	県としては、差し支えありません。	
36	要求水準書 (案)	9	2	1	(2)	①		事業統括責任者の配置	事業統括責任者含む事業実施担当者をSPCに配置する際、SPC実施事業を本務とした兼務出向者とするとは認められるとの理解でよいか。	県としては、差し支えありません。	
37	要求水準書 (案)	9	2	1	(2)	①		事業統括責任者の配置	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.260 において、事業統括責任者は、運営権者であるSPCに所属し、当該業務を遂行できる能力を有している者であれば特に要件はないとの理解でよいとのことでしたが、SPCへの所属に関して、SPCへの出向までは求められないとの理解でよろしいでしょうか。	出向以外の雇用形態等で、運営権者（SPC）に所属できるのであれば、県としては、差し支えありません。	
38	要求水準書 (案)	9	2	1	(2)	①		事業統括責任者	経営責任者と事業統括責任者は兼任できるとの認識でよろしいでしょうか。	経営責任者は取締役を想定していますが、経営責任者と兼務する事業統括責任者が募集要項等に規定する役割を遂行できる場合には、県としては差し支えありません。	
39	要求水準書 (案)	10	2	1	(2)	③		5 箇年事業計画の作成・提出	「著しい計画の変更」とは具体的にどのような基準で判断されるのでしょうか。	計画変更を行おうとする際に、県にご確認ください。なお、当該5箇年の中での計画変更にとまらず、5箇年を跨いだ計画変更になる場合は、「著しい計画の変更」に相当すると考えます（但し、その場合に限定されるものではありません）。	



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
40	要求水準書 (案)	10	2	1	(2)	③		5 箇年事業計画の作成・提出	実施方針に、任意事業は事業期間中にも提案可能であると記載がありましたが、その場合は5 箇年事業計画とは別で実施することを決めたタイミングで提案を提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	要求水準書 (案)	10	2	1	(3)	③		5 箇年事業計画の作成・提出	全体事業計画に基づき、以下の内容を含む事業期間6年目から10年目までを対象とする5箇年分の事業計画を作成し、事業期間4年目に開催される県及び共同管理者との会議（以下、「共同管理者会議」）前の10月末までに県に提出すること。なお、共同管理者会議は毎年11月頃に開催される。また、事業期間11年目から15年目、16年目から20年目を対象とする5箇年分の事業計画は、それぞれ事業期間9年目、14年目に開催される共同管理者会議の開催前の10月末までに県に提出すること。各5箇年の開始前年度の4月末日を目途に運営権者との間で合意することを想定している。と記載されていますが、1年目から5年目の5箇年計画については、実施契約時に作成し提出すると想定してよろしいですかご教示ください。	公共施設等運営権実施契約第30条第1項に基づき、全体事業計画書をもって代替させます。
42	要求水準書 (案)	10	2	1	(3)	③		5 箇年事業計画の作成・提出	著しい計画の変更を行う場合には残事業期間全体の事業計画を併せて提出することとありますが、著しい計画の変更とはどのような場合を想定しているのか、その判断基準を明示していただきたい。	計画変更を行おうとする際に、県にご確認ください。なお、当該5 箇年の中での計画変更には留まらず、5 箇年を跨いだ計画変更になる場合は、「著しい計画の変更」に相当すると考えます（但し、その場合に限定されるものではありません）。
43	要求水準書 (案)	10	2	1	(3)	③		5 箇年事業計画の作成・提出	実施方針で任意事業は事業期間中にも提案可能であるとありますが、追加提案する場合にも5 箇年事業計画にあわせて提案するとの理解でよろしいでしょうか。	任意事業を提案する際に、提出してください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
44	要求水準書 (案)	11	2	1	(4)	⑥	ア イ	運営権者が締結する契約の提出	提案時に記載する契約先は最低限一次下請けまで、実施契約書締結後は二次下請けまで記載するという理解で宜しいでしょうか？	提案書の【様式A-3】で記載のできる契約先は、業務実施企業（一次下請）には限定していません。公共施設等運営権実施契約に基づく、第三者への委託時に提出を要する書類については、同契約書（案）の第24条をご参照ください。
45	要求水準書 (案)	11	2	1	(4)	⑥	イ	契約先に関する報告	提案時から業務実施企業を変更する場合、変更理由を添えて貴県に報告・事前承認を得るとの記載がありますが、承認されないケースとしてはどのようなケースをお考えでしょうか？	公共施設等運営権実施契約に基づき運営権者が充足すべき要求水準には、提案書類に基づき定められている水準も含まれますが、当該業務実施企業の変更により、要求水準の未充足が懸念されるときは、その変更を認めない場合もあります。
46	要求水準書 (案)	12	2	1	(4)	⑥	イ	運営権者が締結する契約先に関する報告	二次下請先に関する情報として委託金額は除外いただきたく存じます。	原文のとおりとします。
47	要求水準書 (案)	12	2	1	(4)	⑥	イ	契約先に関する報告	運営権者が締結する契約に関して、県による事前承認を得る必要がある場合は、提案時に明示した業務実施企業（提案時に二次下請け先を明示した場合はその二次下請け先を含む）を変更する場合のみで、その他に契約先の変更があった場合は、報告のみとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、公共施設等運営権実施契約第24条第1項、第2項及び第3条に基づく報告等をしてください。
48	要求水準書 (案)	12	2	1	(4)	⑥	イ	契約先に関する報告	業務実施企業について提案時から変更する場合には、とありますが、提案時に全ての業務実施企業を確定させる必要があるとの認識でしょうか。	応募者の提案に委ねます。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
49	要求水準書 (案)	12	2	1	(4)	⑥	ウ		契約書の写し	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.268 に記載されたとおり、契約書の写しを提出するのは、本事業に係る業務を運営権者から受託又は請負う者との間の契約に限定されている(二次下請け先までは含まない)との理解でよろしいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約書(案)第 24 条第 3 項に規定のとおり、ご理解のとおりです。
50	要求水準書 (案)	12	2	1	(5)				セルフモニタリングに関する要求	「基本協定書」では、統括マネジメント業務は SPC をして実施し、構成員を含む第三者に請け負わせてはならないとありますが、セルフモニタリングに関わる技術的な照査を構成員等の第三者に委託することは認められますでしょうか。	「技術的な照査」の趣旨が、セルフモニタリングの一切に該当しない場合には、県としては差し支えありません。
51	要求水準書 (案)	12	2	1	(5)	②			モニタリングへの協力	「県は、セルフモニタリングの結果について、書面又は会議体による定期的(年次)な確認を行うほか、県が必要と判断した場合には、随時の会議体による確認や実地による検査等を行う。」とありますが、貴県の年次モニタリングは書面のみ足りると判断される場合もあるという理解でよいでしょうか。	「書面又は会議体による定期的(年次)な確認」を「書面による確認又は定期的(年次)な確認」に修正します。修正後の要求水準書は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
52	要求水準書 (案)	12	2	1	(5)	②			モニタリングへの協力	県が行うモニタリングについて、報告書の作成、報告会等への参加に協力すること、とありますが、協力の範囲内で参加することが難しい場合には、別の代替的な方法を持って対応することも認められるとの理解でよいでしょうか。	県が運営権者との間で会議体の形式で行うモニタリングには、出席してください。
53	要求水準書 (案)	12	2	1	(5)	②			モニタリングの結果の確認頻度	「モニタリングの結果について、書面又は会議体による定期的(年次)な確認を行う」ことについて、書面による確認も定期的(年次)との理解でよろしいでしょうか。	「書面又は会議体による定期的(年次)な確認」を「書面による確認又は定期的(年次)な確認」に修正します。修正後の要求水準書は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
54	要求水準書 (案)	12	2	1	(5)	②			モニタリングへの協力	県が行うモニタリングについて、書面又は会議体による定期的(年次)な確認とあるが、定期的なモニタリングとしては、年1回の報告会と考えてよろしいですかご教示ください。	ご理解のとおりです。
55	要求水準書 (案)	13	2	1	(6)	①			事業の履行状況に関する情報の公開	貴県のホームページを通じて情報を公開する場合、ホームページに情報をアップする作業及び費用は貴県で実施して頂けるという理解で宜しいでしょうか？また、貴県のホームページ上に運営権者が独自に開設するホームページへのリンクを設ける場合、貴県ホームページにリンクを設ける作業及び費用は貴県で実施して頂けるという理解で宜しいでしょうか？	県又は運営権者が開設するホームページに掲載する原稿を運営権者が作成する限りにおいて、ご理解のとおりです。
56	要求水準書 (案)	13	2	1	(6)	②			インターネットや情報誌などを通じた、情報の発信	運営権者は、必要に応じて、本事業に関する情報を発信するため、独自のホームページの開設、広報誌等の発行ができます、とありますが、同様に構成員のホームページ上での発信は認められますでしょうか。	県としては、差し支えありません。
57	要求水準書 (案)	14	2	1	(7)			図表3	5 箇年事業計画の作成・提出	事業期間 1 年目～5 年目については、全体事業計画書と同時に提出すると理解してよろしいですか	公共施設等運営権実施契約第 30 条第 1 項に基づき、全体事業計画書をもって代替させます。
58	要求水準書 (案)	15	2	1	(7)				洗管作業に関する計画	洗管作業に関する計画について、洗管作業の着手 90 日前までとの提出期限になっておりますが、やむを得ず内容に変更が生じた場合は、一度、期限内に提出した後に修正し、再提出することは可能でしょうか。	差し支えありませんが、ユーザー企業の操業に支障がないようにしてください。
59	要求水準書 (案)	15	2	1	(7)				提出書類	運転管理報告書(日報)の提出期限は「翌月 10 日」とされていますが、日報の提出は 1 か月分纏めて提出すればよいという理解でよいでしょうか。	提出についてはご理解のとおりですが、県が必要とするときに閲覧できるよう報告書作成は適時に実施してください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
60	要求水準書 (案)	15	2	1	(7)				既存書類	業務詳細の把握のため、以下の既存資料をご提示ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転管理計画:H30 年度</li> <li>・運転管理マニュアル</li> <li>・運転管理報告書(日報):H30 年度のうち 1 ヶ月分</li> <li>・運転管理報告書(月報):H30 年度分</li> <li>・保守点検計画(年間作業計画):H30 年度</li> <li>・保守点検計画(月間作業計画):H30 年度</li> <li>・日常点検マニュアル</li> <li>・日常点検結果表</li> <li>・定期点検マニュアル</li> <li>・定期点検結果表(管路点検含む)</li> <li>・洗管作業に関する計画:H30 年度</li> <li>・保全管理報告書(日常点検、定期点検):H30 年度</li> <li>・保全管理報告書(洗管作業):H30 年度</li> <li>・ユーザー企業問合せ記録:H30 年度</li> </ul>	競争的対話の現地調査時に閲覧してください。ただし、運転管理計画については、既存資料はありません。また、ユーザー企業問合せ記録については、実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.35 のとおり、開示できる資料はありません。
61	要求水準書 (案)	15	2	1	(7)				提出書類に関する要求	提出書類一覧(2/4)の中に、運転管理マニュアル類や保全管理マニュアル類との記載がありますが、工業用水道施設には固有の特性があるとの認識であり、既存のマニュアル類(既存運転管理企業のマニュアル類を含めて)を開示していただきたい。	競争的対話の現地調査時に閲覧してください。
62	要求水準書 (案)	18	2	2					維持管理・運営に関する要求	維持管理・運営に関する方法(運転管理方法、保全管理方法等)は、要求水準書7ページに示される法令等を遵守する範囲において、運営権者の提案・裁量によるもので、必ずしも「熊本県工業用水道業務処理要領(平成 27 年 12 月、熊本県企業局)」に依る必要はないものと理解してよろしいでしょうか。	要求水準を充足する限りにおいて、ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
63	要求水準書(案)	18	2	2					維持管理・運営に関する要求	維持管理・運営に関する要求において、「熊本県工業用水道業務処理要領(平成 27 年 12 月、熊本県企業局)」に基づいて実施が求められる内容(巡視基準、点検手入基準等)がありましたら、ご教示ください。	要求水準を充足する限りにおいて、当該基準等は運営権者の裁量によります。
64	要求水準書(案)	18	2	2					既存委託業者	現在「有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託」を受託されている委託業者様について、全ての応募者の公平な競争性の確保、委託業者様の雇用確保、さらには確実な事業・技術ノウハウの継承の観点から、本事業優先交渉権者決定後に優先交渉権者が当該委託業者様と協力して事業を実施することを条件とすることが必要と考えます。この点に関して、県のご見解をお示しください。	公共施設等運営権実施契約第 10 条に基づき、運営権者が義務事業を円滑かつ確実に履行できるよう義務事業の承継を行ってください。それにあたり、現行の委託業者との間での調整等において必要な場合は、県は可能な範囲で運営権者に協力します。
65	要求水準書(案)	18	2	2					既存運転管理受託企業	既存の運転管理企業が特定の企業グループに参加することは公平性の観点から適正な競争とならないと考えます。既存運転管理企業には特定企業グループに参加しないようにしていただきたい。	県としては、特定の者の参加に制約を加えることは必要ないと判断し、募集要項における参加資格を設定しています。なお、左記ご質問は参加資格に関する質問・意見であり提出期限を過ぎています。今後の募集選定手続きにおいては、期日遵守をお願いします。
66	要求水準書(案)	18	2	2					維持管理・運営に関する要求	要求水準書(案)における維持管理・運営に関する要求を満足する範囲で、運営権者の提案・裁量により「熊本県工業用水道業務処理要領(平成 27 年 12 月、熊本県企業局)」の見直しを競争的対話をへて実施できるとの認識でよろしいでしょうか。	要求水準を充足する限りにおいて、運営権者が「熊本県工業用水道業務処理要領(平成 27 年 12 月、熊本県企業局)」に従い業務を履行することは求めています。
67	要求水準書(案)	18	2	2					維持管理・運営に関する要求	「熊本県工業用水道業務処理要領(平成 27 年 12 月、熊本県企業局)」の第30条第2項に示される企業局に報告されている各種報告書様式(様式1、9、10、11、12、7、6. 13、8、5、14)をご教示ください。	募集要項等公表時の守秘義務対象開示資料の提供申込済の者に対して追加開示します。提供申込書の提出が未了の場合で、本資料の提供を希望する者は、所定の方法に従い提供申込書を提出してください。なお、現在使用している様式は、各事業所の特性

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										に合わせて、微調整しています。競争的対話の現地調査時に閲覧してください。	
68	要求水準書(案)	18	2	2	(1)			工業用水等の供給状況に関する監視方法	「工業用水等の供給状況に関する監視方法は、要求水準を充足している限りにおいて、運営権者の裁量に委ねる」とあるが、監視の頻度は提案者の裁量範囲であるとの理解でよいか。	ご理解のとおりです。	
69	要求水準書(案)	18	2	2	(1)			工業用水等の供給状況に関する監視方法	工業用水等の供給状況に関する監視方法は、要求水準を充足している限りにおいて、運営権者の裁量に委ねるものとするがありますが、監視方法には監視頻度も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
70	要求水準書(案)	18	2	2	(1)	①		浄水水質の管理	「なお、必要に応じて、ユーザー企業の受水地点で水質を確認すること」とありますが、必要となる判断基準をご教示ください。定期的に確認する必要があるのであれば、その理由と頻度(周期)をご教示ください。	必要性の判断も含めてご提案ください。	
71	要求水準書(案)	18	2	2	(1)	①		原水の高濁度(500度以上)等での取り扱い	原水が高濁度(500度以上)となった場合で、かつ、要求水質を満たすことができなかった場合の県と運営権者とのリスク分担の考え方をご教示ください。	原水が高濁度(500度以上)になった場合であっても、運営権者は供給規程に基づく浄水水質を満たして業務を履行する義務を負います。但し、運営権者が現行の水質管理目標値を参考として提案時に提案した水質管理目標値の遵守に努める義務は免責されません。	
72	要求水準書(案)	18	2	2	(1)	①		浄水場出口における水質管理値	図表5に示される浄水場出口における水質管理値の上行に、「原水の高濁度(500度以上)を除き」とあります。原水濁度500度においては、あらゆる水質管理値が免除されるという解釈でよろしいでしょうか。また、高濁度時においても、浄水量の確保は必要(取水停	前段については、原水が高濁度(500度以上)になった場合であっても、運営権者は供給規程に基づく浄水水質を満たして業務を履行する義務を負います。但し、運営権者が現行の水質管理目標値を参考として提案時に提案した水質管理目標値の遵守に努める	

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										止はできない)でしょうか。	義務は免責されます。 後段については、ご理解のとおりです。
73	要求水準書 (案)	18	2	2	(1)	①		浄水場出口における水質管理値	浄水場出口において水質管理値に示されている項目を計測する機器(水温計・濁度計・pH計)は設置されているでしょうか。設置されていない場合、新たに設置が必要でしょうか。	濁度計、pH 計が設置されています。なお、追加設置・交換等については、要求水準書を遵守する上での必要性に応じてご提案ください。	
74	要求水準書 (案)	18	2	2	(1)	②		浄水場出口における水質管理値	図表 5 に示される浄水場出口における水質管理値について、有明工業用水道の濁度管理値が、2019 年 10 月公表の「要求水準書(案)」から変更となった理由をご教示ください。	実施方針公表時の要求水準書(素案)から変更はしていません。当該箇所については、令和元年(2019年)12月26日付で、同年12月10日に公表した要求水準書(案)を修正していますので、修正版をご確認ください。	
75	要求水準書 (案)	18	2	2	(3)	①		原水の高濁度(500 度以上)に起因する薬品費等の増加	原水が高濁度(500 度以上)となった場合で、かつ、薬品費や汚泥処理費等の維持費が増加した場合の費用の取り扱い方法をご教示ください。	運営権者が負担するものとします。	
76	要求水準書 (案)	19	2	2	(1)	③		浄水汚泥の管理・処分	八代工業用水道の汚泥処理施設の管理区分が現行の企業団から貴県に変更された場合、企業団との引継ぎが実施されるという理解で宜しいでしょうか？また、引継ぎに関する費用分担の基本的な考え方をご教示下さい。	前段について、ご理解のとおりです。後段について、引継ぎに要する人件費等その他の費用は各自の負担とすることが基本と考えています。	
77	要求水準書 (案)	19	2	2	(1)	③		浄水汚泥の管理・処分	上の原浄水場にて発生する浄水汚泥について、年間の売却総量及び 1t 当たりの単価をご教示いただきたい。	売却総量については、募集要項等公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、「浄水汚泥量」における「ケーキ搬出量」をご参照ください。単価については、参加資格通過者から求めがあれば、競争的対話時に現行の契約状況を開示することは可能です。	



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
78	要求水準書(案)	19	2	2	(1)	③		八代工業用水道の浄水汚泥処理に係る按分率の見直し	八代工業用水道の管理区分が貴県に変更された際の運営権者による浄水汚泥の処理に係る県の費用負担額と負担方法(按分率の見直し等)についても、実施契約書の別紙 7 按分率の改定の中に記載いただけないでしょうか。	管理区分の変更は決定事項ではなく、また、その決定時には県及び運営権者との間で協議を要する事項が相応にあることから、公共施設等運営権実施契約書(案)第 23 条の原文のとおりが穏当と考えています。但し、競争的対話時に参加資格審査通過者が改定案を提案することは妨げません。なお、改定案は全参加資格審査通過者共通の条件とすることを前提とします。
79	要求水準書(案)	19	2	2	(1)	③		浄水汚泥の管理・処分	浄水汚泥の処理にかかる費用(業務委託費等)については、複数社から見積り入手するとありますが、3 社以上でなく 2 社でも要求水準を満たすという理解でよろしいでしょうか。	県としては差し支えありませんが、費用の適正化に努めるようにしてください。
80	要求水準書(案)	19	2	2	(1)	③		浄水汚泥の管理・処分	県との協議を通じて、運営権者による浄水汚泥の処理に係る県の費用負担額と負担方法(按分率の見直し等)について見直しを行うとありますが、県の費用負担額と負担方法の設定方法について明示していただきたい。	管理区分の変更は決定事項ではなく、また、その決定時には県及び運営権者との間で協議を要する事項が相応にあることから、公共施設等運営権実施契約書(案)第 23 条の原文のとおりが穏当と考えています。但し、競争的対話時に参加資格審査通過者が改定案を提案することは妨げません。なお、改定案は全参加資格審査通過者共通の条件とすることを前提とします。
81	要求水準書(案)	20	2	2	(2)			八代工業用水道事業の配水量実績	八代工水の H28～H30 年度の月別配水量実績をご教示ください。	実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、「使用水量、水質に関するデータ」をご参照ください。
82	要求水準書(案)	20	2	2	(2)	②		運転管理マニュアルの構成	図表 6 に運転管理マニュアルの記載事項が記載されておりますが、長期事業の中で柔軟に対応するため、この構成については参考として頂くことも考えられると思いますが、いかがでしょうか。	要求水準書(案)に記載のとおり、必要に応じて記載事項を追加することは差し支えありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
83	要求水準書 (案)	21	2	2	(2)	④			液体ポリ塩化アルミニウムの品質	図表7に液体ポリ塩化アルミニウムの品質が示されています。上水で使用する薬品については、規格以外に最大注入率も設定することとなっていますが、工業用水のため、最大注入率の設定は不要と考えてよろしいでしょうか。	設定最大注入率は 300mg/リットルとするものとし、競争的対話を踏まえて公表する要求水準書に反映します。
84	要求水準書 (案)	21	2	2	(2)	⑥			運転管理に関する留意事項	上の原浄水場の電力費用について県に請求するとありますが、上の原の電力の契約は運営権者で行わないとの認識でよろしいでしょうか。	運営権者が県に請求できるのは、上の原浄水場内における有明工業用水道の共同管理者が保有する水質管理施設の運転に必要な電力のみです。なお、電力の契約は運営権者にて締結してください。
85	要求水準書 (案)	22	2	2	(2)	⑥	イ	(イ)	白島浄水場におけるフロック形成池・沈殿池の運用	水処理の代行の実績費用をご教示下さい。	上天草・宇城水道企業団に委託費の支払いは行っていません。工業用水の浄水に要した薬品費の精算のみ行っていません。
86	要求水準書 (案)	22	2	2	(2)	⑥	イ	(イ)	白島浄水場におけるフロック形成池・沈殿池の運用	水処理の代行を依頼し、処理水の供給を受けた場合の費用負担の実績(企業団→県、県→企業団の両方、処理水量と費用の実績)を明示していただきたい。	上天草・宇城水道企業団(以下、企業団)→県は、必要に応じて、当該実績値の必要性を明示の上、再度競争的対話においてご照会ください。なお、費用はすべて企業団が負担します。県→企業団は、委託費の支払いは行っていません。工業用水の浄水に要した薬品費の精算のみ行っていません。
87	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③	ア		トンネルの保守点検	運営事業対象施設のうち、トンネルの保守点検について、道路上からの目視点検により、トンネル埋設箇所の異常を確認すること。トンネル埋設箇所に異常を発見した場合、とありますが、この異常はあくまで道路陥没等の異常を指し、陥没原因を調査するものであって、トンネル調査まで含まれない、との解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
88	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③	ア		保守点検	運営事業対象施設のうち、・・・の保守点検について、道路上からの目視点検により、・・・とありますが、道路上から目視点検できない場所にはトンネルや管路は存在しないという解釈でよろしいでしょうか。もしくは目視点検は道路上から可能な部分に限定され、要求水準上も同様に道路上から目視点検が可能な部分に限定されると解釈してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)が求めている点検は、道路上から可能な目視点検です。
89	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③	ア		保守点検	要求水準に定められる道路上からの目視点検の証票は特に求められず、点検の結果異常がないことが SPC 内で確認できていればよいという理解でよいでしょうか。	点検の結果は、定期点検等の報告書に記載してください。
90	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③	ア		トンネルの保守点検	運営権者は「道路上からの目視点検」により「当該異常の原因を調査」し、「その結果トンネルの更新が必要と判断した場合には県に報告する」とあります。 目視点検では判断できない事項に起因したトラブルや県が必要と判断して実施した更新工事の結果として、工水供給事業の運営に影響が出た場合、運営権者は県に対して逸失利益等の損害賠償を請求することができる、という理解でよろしいでしょうか。	目視点検では判断できない事項に起因したトラブルが、公共施設等運営権実施契約に基づく瑕疵に起因したものである場合には、基本的にはご理解のとおりです。また、県によるトンネルの更新等によって運営権者に損害が生じた場合には、公共施設等運営権実施契約第 48 条第 2 項に基づき、県がかかる損害を補償します。
91	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③			修繕実績	H21 年度から H30 年度までの 10 年間で、県が委託先に支給した修繕用部材費用の実績をご提示ください。	追加開示可能な情報はありませんが、必要に応じて、当該実績値の必要性と部材の範囲を明示の上、再度競争的対話においてご照会ください。なお、10 年間の情報開示はできない可能性があることについて、あらかじめご理解ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
92	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)	③			保守点検	現在の運転管理等業務委託企業における巡視点検の帳票及び点検記録の結果を頂戴したくお願いいたします。	競争的対話の現地調査時に閲覧してください。
93	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)				保全管理に関する要求	運営事業対象施設で、第二種エネルギー管理指定工場に認定されている施設があれば、その施設をご教示ください。	第二種エネルギー管理指定工場の認定は受けていません。
94	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)				保全管理に関する要求	県が契約している「有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託」以外の維持管理に係る契約の項目、内容(委託仕様書)、委託先及び委託費実績について、過去3カ年分程度をご教示ください。	競争的対話の現地調査時に閲覧してください。
95	要求水準書 (案)	22	2	2	(3)				保全管理に関する要求	<p>県が契約している「有明及び八代工業用水道運転保守等業務委託」において県が費用負担すると示されている項目のうち以下の項目について、直近過去3カ年分の内容(委託仕様書)及び費用実績をご教示ください。</p> <p>(1) 工業用水道施設に関する修繕費                      (2) 沈殿池及び沈殿池等の排泥費                      (3) 予備発電燃料費                      (4) 光熱水費(電気、ガス)                      (5) 備品、消耗品費等</p>	<p>(1)は、追加情報として開示します(但し、委託仕様書は開示できるものではありません)。                      (2)は、有明工業用水道については、現行は有価で売却しており、必要に応じて、競争的対話において現行の売買契約の内容をご照会ください。八代工業用水道については、年間約 350 万円を上天草・宇城水道企業団に汚泥処理費用として支払っています。                      (3)は、年間 4,000 円程度です。                      (4)の電気代は、実施方針公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、「電気料金・水道料金実績(H28-30 年度)をご参照ください。ガス代は、有明工業用水道が年間 5 万円程度、八代工業用水道が年間 2 万 5 千円程度です。                      (5)は、追加情報として開示します。</p>

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
96	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	③	イ	(ア)	管路の保守点検及び修繕	現在における貴県の更新／修繕の判断基準をご教示下さい。	本事業における管路の更新及び修繕の定義は、公共施設等運営権実施契約書(案)第39条に示すとおりですが、ご質問の背景を把握した上で競争的対話において回答しますので、必要に応じ再度照会ください。
97	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	③	イ	(ア)	保守点検及び修繕	なお、当該漏水への対応について、原則、断水を伴わないもの及び配水支管において一時的な断水を伴うものを修繕、断水が伴うものを更新とみなす、とありますが、この「一時的な」は何時間くらいの断水を指すのでしょうか。	ユーザー企業は、熊本県工業用水道供給規程第19条に基づく給水施設の設置基準第2条に基づき、時間最大使用水量の2時間分以上の貯水槽を設置する義務を負っています。したがって、「一時的な断水」は2時間未満となります。
98	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	③	イ		管路の修繕時の第三者賠償について	管路の漏水箇所の修繕に要する費用は県が負担するとありますが、当該漏水箇所の修繕において、やむを得ず店舗の営業等に影響を与え、賠償が必要となった場合の費用負担は貴県に負担頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準の未達及び運営権者の責めに帰すべき事由によらずに店舗に損害が生じ、賠償の必要が生じた場合については、ご理解のとおりです。但し、運営権者が付保する保険によりてん補された部分は除きます。後段の点については、公共施設等運営権実施契約書(案)第73条第3項を修正します。修正後の公共施設等運営権実施契約書(案)は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
99	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	③	イ		管路修繕時の運営権者の人件費等	「なお、漏水箇所の確認に伴う試掘調査の費用は運営権者の人件費等を除き県が負担し、漏水箇所の修繕に要する費用は県が負担する。」とありますが、試掘調査等の修繕の実施前の運営権者の人件費は県の負担から除かれ、修繕の実施以降の発注者としての監督等に要する運営権者の人件費の負担については協議させて頂けるとの理解でよろしいでしょうか。または、漏水が頻発した場合に	管路の修繕に要する運営権者の人件費は、公共施設等運営権実施契約第39条第1項に基づき、いずれの場合においても運営権者の負担です。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										については、その費用負担について協議させて頂けないでしょうか。	
100	要求水準書(案)	23	2	2	(3)	③	イ		管路修繕時の運営権者の人件費等	運営権者が当該業務を外部に委託した場合には、(委託先の)人件費を含めて県の負担という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営権者の人件費負担の回避のみを目的とした外部委託は認められないことにご留意ください。
101	要求水準書(案)	23	2	2	(3)	③	イ	(ア)	保守点検及び修繕	場外管路の保守点検、修繕に関して、現在、県職員が行っている業務(修繕計画、発注業務、業務管理、業務報告など)について、直近過去3カ年分の実績(内容、対応件数、対応時間など)をご教示ください。	場外管路に関しては、例えば漏水が発生した場合には、適時対応しています。実績については、競争的対話の現地調査時に閲覧して下さい。
102	要求水準書(案)	23	2	2	(3)	③	イ	(ア)	管路の保守点検	「一時的な断水が伴うものを修繕」とありますが、「一時的」と判断する指標をご教示ください。	ユーザー企業は、熊本県工業用水道供給規程第19条に基づく給水施設の設置基準第2条に基づき、時間最大使用水量の2時間分以上の貯水槽を設置する義務を負っています。したがって、「一時的な断水」は2時間未満となります。
103	要求水準書(案)	23	2	2	(3)	③	イ	(イ)	管路の洗浄作業	事業期間期中、定期的に管路の洗浄作業を実施することと記載されているが、定期的とは、具体的に何年に1回程度を想定しているのかご教示ください。	具体的な回数のご想定はありませんが、要求水準を満たす給水に必要な頻度で実施してください。なお、現行は年1回程度の実施です。
104	要求水準書(案)	23	2	2	(3)	③	イ	(ア)	管路の保守点検	弁栓類は管路の一部と考え、保守点検及び修繕の考え方は管路と同様と考えていよろしいでしょうか。弁栓類の保守点検で留意事項があればご教示願います。	ご理解のとおりです。要求水準書を遵守するために必要な留意点等があればご提案ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
105	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	③	イ	(イ)	管路の洗管作業	洗管などで弁栓類を操作する際に、不可抗力によりバルブが故障した場合は運営権者の責および費用負担になりますか。(例えば、経年劣化したバルブを緊急操作する必要がある、操作した場合)	不可抗力に起因した故障の場合は、公共施設等運営権実施契約に基づき費用分担します。但し、例示の場合は同契約に基づく不可抗力には該当しないと考えます。
106	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	④			保守点検マニュアル(日常点検・定期点検)の作成	保守点検マニュアルの変更又は追加があった場合、その都度、貴県に変更又は追加の確認を行うとの理解でよろしいでしょうか。また、保守点検マニュアルの内容については、運営権者の裁量で選定してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	⑤			保守点検報告書の作成	全ての定期点検及び修繕を報告書作成の対象とするのではなく、軽微なもので特段の異常または支障がなかったものについては、除外することとし、詳細については、今後協議させていただけるようお願いいたします。 上記のことは、「報告書の様式等については、県と協議の上決定する」とありますが、この「等」に含まれるとの解釈でよろしいでしょうか。	前段については、協議するものとしします。但し、点検及び修繕の結果は報告書に全て反映する必要があるとの認識を基に協議してください。また、後段については、ご理解のとおりで差し支えありません。
108	要求水準書 (案)	23	2	2	(3)	⑥			保安規定及び電気主任技術者の届け出	「電気主任技術者(第二種又は第三種)」とありますが、第二種電気主任技術者を選任することが必要となる規模の電気工作物が存在するのをご教示ください。	第二種電気主任技術者が必要となる規模の電気工作物は、既存施設にはありません。
109	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	①			量水器検針の実施	ユーザー企業が設置している量水器について、量水器の検定満了時期の把握と、検定満了に伴う更新状況を現状どのように把握されているのをご教示いただきたい。	熊本県工業用水道供給規程第20条(給水施設の管理)に基づき、ユーザー企業が管理をし、更新する場合には、県に工事施行承認申請書の提出があります。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
110	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	①			量水器検針の実施	ユーザー企業が設置している量水器について、検査期日満了日を迎えている場合は、設備更新についてユーザー企業に依頼する必要があると考えるが、ユーザーとの調整について、県の協力は得られるか。	熊本県工業用水道供給規程に基づくユーザー企業の義務違反が認められる場合は、県が同第14条に基づく指示を行うことを検討するものとします。
111	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	①			量水器検針の実施	量水器検針の方法は、「流量計読み取り」及び「記録紙提出」の2つの方法があると認識していますが、流量計読み取りは運営権者が月1回現場で直接読み取るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
112	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	①			量水器検針の実施	量水器検針の方法は、「流量計読み取り」及び「記録紙提出」の2つの方法があると認識していますが、記録紙の提出は、各ユーザーから運営権者が書面で報告を受けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
113	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	②			料金徴収の実施	ユーザー企業からの問い合わせに対し、料金計算方法や金額を説明する必要があるか。	料金徴収に伴い必要な業務と考えます。
114	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	③			工業用水の給水申込に伴う管路の布設	該当管路の布設費用は、実施契約に基づき県又は運営権者が負担するものとする。と記載されているが、新規ユーザーからの申請と考えると、新規の資産取得であり、運営権事業の原則から、新規資産取得費用は、県負担と理解してよろしいですかご教示ください	費用分担は、公共施設等運営権実施契約第40条に基づきます。
115	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	⑤			問い合わせ対応	「現在県が使用している電話番号を引き続き使用すること。」とあるが、受付場所により同一番号が使用出来ない可能性があります。転送サービス等を用いて電話番号を引き続き使用する必要があるか。	現在県が使用している電話番号の継承が必要なのは、上の原浄水場及び白島浄水場の管理事務所で使用している電話番号のみです。その上で、ご懸念が残る場合は、競争的対話において調整することとします。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
116	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	⑤			問い合わせ対応	「現在県が使用している電話番号」とあるが、どこで使用している番号を指しているかご教示いただきたい。	上の原浄水場及び白島浄水場の管理事務所で使用している電話番号です。
117	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	⑤			問い合わせ対応	「県から運営権者への回線契約及び加入権の承継は予定していない。」とあるが、新たに電話回線を契約する場合、任意の電話番号を選ぶ事は出来ない為、契約名義及び電話料金請求送付先を運営権者に変更するという理解でよいか。	ご指摘どおり任意の番号を選ぶことができない場合には、ご提案の方法とします。
118	要求水準書 (案)	24	2	2	(4)	⑤			問い合わせ対応	貴県の電話番号(回線)を引き続き使用する場合の使用料金については運営権者にて費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	要求水準書 (案)	25	2	2	(5)	②	ア		不可抗力時の初動対応	初動対応後の恒久復旧については、県との間で費用負担等を調整し、運営権者が実施するとの記載がありますが、費用は基本的に県が負担するという考え方で宜しいでしょうか？	ご理解のとおりですが、公共施設等運営権実施契約書(案)第 78 条も併せてご参照ください。
120	要求水準書 (案)	25	2	2	(5)	②	ア		不可抗力時の初動対応	初動対応後の恒久復旧については県との間で費用負担等を調整し、とありますが、そもそも不可抗力であることから全額県負担としていただきたい。	災害又は事故等が不可抗力に該当する場合の本格復旧に要する費用は、公共施設等運営権実施契約第 78 条に基づき県が負担することとしています。
121	要求水準書 (案)	26	2	2	(6)				県が維持する許認可の更新への協力	県が今後行う許認可の見込み(業務量等)についてご教示いただきたい。	運営権者に協力を求める業務は、以下の資料作成等を想定しています。 ・工業用水道給水実績 ・将来需要の見通し ・取水量実績

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
122	要求水準書 (案)	26	2	2	(7)	③			見学用資料	見学用資料について、「配布用の部数」の目安をご教示ください。	見学者数に応じた部数です。 なお、有明、八代工業用水道共に直近の一般見学実績はないため、見学用資料の配布実績はありません。
123	要求水準書 (案)	26	2	2	(8)				県職員に対する教育・研修に関する要求	提案内容に基づき、県職員に対して現地視察や施設の現物確認・紹介といった研修を行い、と記述されていますが、現地確認・紹介の具体的な実施回数ほどの程度を要求していますか最低回数等をご教授ください。	年に1度程度、人事異動等により工業用水道事業担当となった職員を対象にした研修を想定しています。
124	要求水準書 (案)	26	2	2	(9)				見学用資料 (掲示物、配付物など)の作成・更新	県が使用している見学用資料についてご提示ください。	見学者用資料として、有明、八代工業用水道各々のパンフレット及び「企業局の事業概要」(県ホームページ公表)があります。
125	要求水準書 (案)	26	2	2	(9)				見学者対応	現状の見学者の頻度、人数等についてご教示いただきたい。	有明、八代工業用水道共に直近の一般見学の実績はありません。
126	要求水準書 (案)	26	2	2	(9)	③			見学用資料 (掲示物、配付物など)の作成・更新	配布用部数について、過去5年間の実績部数をご教示下さい。	有明、八代工業用水道共に直近の一般見学の実績はありません。そのため、見学用資料の配布実績はありません。
127	要求水準書 (案)	26	2	2	(9)	③			見学用資料 (掲示物、配付物など)の作成・更新	見学用資料については、県で使用しているものを、適宜、修正し、配布用の部数を確保すること。と記述されていますが、具体的な資料等を提示もらいませんか	見学者用資料として、有明、八代工業用水道各々のパンフレット及び「企業局の事業概要」(県ホームページ公表)があります。
128	要求水準書 (案)	27	2	2	(10)				施設の警備に関する要求	現状では、運営事業対象施設の敷地と隣接する敷地(道路敷、民有地等)との境界に柵が設置されていない箇所が見受けられますが、そのような個所は、施設の安全上の瑕疵として、柵の設置費用を貴県にて負担いただけるという理解でよいでしょうか。	ご提示の柵の未設置は、公共施設等運営権実施契約上、県が費用負担すべき瑕疵とは考えていません。要求水準を遵守する上で必要な場合は、運営権者の費用負担で設置してください。なお、その場合の柵の所有権は運営権者に帰属します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
129	要求水準書 (案)	27	2	2	(11)				施設の清掃	除草・刈込等の頻度は運営権者の裁量との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、運営事業対象施設等の美観維持に必要な頻度で実施してください。なお、現行は、委託仕様書(業務処理要領第 20 条)の規定に基づいた回数を実施しています。
130	要求水準書 (案)	27	2	2	(11)	①			施設の清掃に関する要求	運営事業対象施設の敷地内及び周辺(当該敷地への進入道路等を含む)、本事業で使用する用地(汚泥ケーキ仮置場、建設発生土の仮置場等)及びユーザー企業が設置する量水器周辺における除草、植栽の刈込等を実施し、運営事業対象施設等の美観を維持すること。と要求されていますが、除草・植栽の刈込の具体的な回数等をご教示ください。	運営事業対象施設等の美観維持に必要な頻度で実施してください。なお、現行は、委託仕様書(業務処理要領第 20 条)の規定に基づいた回数を実施しています。
131	要求水準書 (案)	27	2	2	(11)	②			施設の清掃	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.51 に記載されたとおり、運営権者の責任分担はユーザー企業の敷地に入るまでとされています。ユーザー企業が設置する量水器周辺における除草、植栽の刈込等の範囲がユーザー企業の敷地内であれば、運営権者の業務範囲ではないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 但し、検針する際、量水器が確認できる程度は、除草等しておく必要があると考えられますので、ユーザー企業に依頼するか、了解を得て自ら除草等を実施することになります。
132	要求水準書 (案)	27	2	2	(12)				道路管理者が行う道路工事等による立会い	「県の道路管理者等が道路工事を埋設管路周辺で行う場合、県の要請に応じて、工事の打合せや立会い等の協力を行うこと。」とありますが、現在、県職員もしくはその代行者が行っている工事の打合せや立会い等について、直近過去3カ年分の実績(内容、対応件数、対応時間など)をご教示ください。	募集要項等公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、「運転管理等の記録」をご参照ください。但し、運転管理の日誌等の現物は、競争的対話時の現地調査時に閲覧してください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
133	要求水準書 (案)	27	2	2	(12)				道路管理者が行う道路工事等による立会い	道路管理者等が道路工事を埋設管路周辺で行う場合、県の要請に応じて、工事の打合せや立会い等の協力を行うとありますが、直近の実績(具体的内容、件数など)を明示していただきたい。	募集要項等公表時の守秘義務対象開示資料を入手の上、「運転管理等の記録」をご参照ください。但し、運転管理の日誌等の現物は、競争的対話時の現地調査時に閲覧してください。
134	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			事業開始から5年目までの更新計画について	「実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように留意すること」との記載があるが、2年目から5年目に独自の更新計画を提案する場合には、上記文言は適用外で建設負担金はそれに見合った金額を受け取れるものと考えて良いか。	ご理解のとおりです。「実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように留意すること」は、全事業期間で行う更新に要する費用を対象としています。
135	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			全体更新計画	全体更新計画の策定にあたり、貴県が募集要項公表時に開示資料として開示した更新計画を参考に策定することになるが、示された更新計画の更新需要額は過去工事実績又は本事業実施検討時の見積徴収により算出したものか。	過去の資産取得に要した金額を物価変動等より調整しています。
136	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			県の更新計画	原則、県の開示資料で示す県の更新計画と同一の内容とするとありますが、県の更新計画には既存設備の健全度等を考慮して計画されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			実際の更新事業費	また、実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように留意することとありますが、万が一、上回った場合の取り扱いについてご教示ください。	公共施設等運営権実施契約に別段の定めのない限り、運営権者の費用負担とします。
138	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			県の更新計画	県の開示資料で示す県の更新計画の更新費用には、撤去費が含まれていないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、撤去費には上限金額を設けていませんが、不合理な金額の提案は認められません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
139	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			県の更新計画	県の開示資料で示す県の更新計画の更新費用の内訳項目をご教示頂けないでしょうか（設計費、機器費、工事費など）。実際の更新事業費が県の更新計画で想定される更新費用を上回ることがないように、提案書にて提示する更新計画の内訳項目を合わせておく必要があると考えます。	更新費用は過去の資産取得に要した金額を物価変動等より調整しています。そのため、明確な内訳項目をお示しすることはできません。
140	要求水準書 (案)	29	2	3	(2)	①			更新計画及び更新実施計画に関する要求	単純更新ではなく、ダウンサイジング、スペックダウン、長寿命化による延命等を提案する場合は、その妥当性を示すこと。を記述されていますが、提案については、更新実施5箇年計画又は更新実施計画単年計画にて承認変更と考えますがよろしいですかご教示ください。	要求水準書(案)に記載のとおり、提案時の更新計画に基づき公共施設等運営権実施契約締結時に県と合意した更新計画を見直す場合は、運営権者が県に対して合理的な説明を行い、県が了承した場合に限られることにご留意ください。
141	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	①			全体更新計画	全体更新計画の具体的な検討項目をご教示下さい。	施設規模の根拠、施設・設備別事業費、工事箇所の概要図等を想定しています。事業費は年度単位で本事業期間について作成してください。また、開示している更新計画と異なる箇所については根拠をお示しください。
142	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	②			更新実施5箇年計画	更新実施5箇年計画の具体的な検討項目をご教示下さい。	施設規模の根拠、施設・設備別事業費、工事箇所の概要図等を想定しています。事業費は年度単位で5年間分について作成してください。全体更新計画から変更がなければ、5年分を仕分けして作成して差し支えありません。また、全体更新計画と異なる箇所については根拠をお示しください。
143	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	③			更新実施計画 単年度計画	更新実施計画単年度計画の具体的な検討項目をご教示下さい。	施設規模の根拠、施設・設備別事業費、工事箇所の概要図、年間の工程表等を想定しています。また、更新実施5箇年計画と異なる箇所については根拠をお示しください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
144	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	④			事業期間終了後の更新計画	事業期間終了後の更新計画の具体的な検討項目をご教示下さい。	全体更新計画に準拠し、施設規模の根拠、施設・設備別事業費、工事箇所の概要図等を想定しています。事業費は年度単位で、事業終了後の10年分について作成してください。
145	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	④			事業期間終了後の更新計画	事業期間終了後10箇年を対象とした更新計画を作成し、6年目から10年目までの更新実施5箇年計画に併せて、県に提出すること。と要求されていますが、ここで言う事業期間終了後10箇年を対象とした更新計画と言うのは、事業期間20年の前半10箇年を示すと理解していいのですかご教示ください。	本事業開始後21年目～30年目を対象とした更新計画です。
146	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	⑤			更新計画の前倒し対応	次年度計画より将来の更新計画を前倒しすることは、修繕費用等の増加につながると考えられることから、県から更新計画の前倒し要請を受けるのは、次年度計画に限るとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、次年度において、次々年度計画の前倒し要請を行うことはあります。
147	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	⑤			更新計画の前倒し対応	「更新対象施設が工業用水道事業費補助金の交付対象となる等、県から次年度計画の前倒し要請を受けた場合、運営権者は誠実に協議に応じること」とありますが、運営権者が協議に応じ、更新計画を見直したことに伴う維持管理・運営計画の見直しについても協議に応じていただける、という理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりご理解いただいて差し支えありません。
148	要求水準書 (案)	30	2	3	(2)	⑤			更新計画の前倒し対応	県から次年度計画の前倒し要請を受けた場合、運営権者は誠実に協議に応じることとありますが、更新計画の見直しに伴い維持管理等の見直しが派生する場合は、その見直しも協議対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりご理解いただいて差し支えありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
149	要求水準書 (案)	31	2	3	(3)	④			更新工事の完了日	更新工事の完了日とは、運営権者による完成検査日との理解でよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりご理解いただいておりますが、質問の背景を正確に把握できていない可能性があるため、必要に応じて競争的対話において、再度ご照会ください。
150	要求水準書 (案)	32	2	3	(3)	⑨			運営権者が行う設備投資等	県と協議を行い、自らの負担で設備・機器等を導入できると記載されています。これは、導入に際して建屋の改修が必要な場合、協議によっては建屋の改修費用を熊本県で負担いただくことは可能でしょうか。	県が新たに費用負担することはありません。
151	要求水準書 (案)	32	2	3	(3)	⑩			運営権者が行う設備投資等	「事業期間中、運営事業対象施設の維持管理・運営の効率化や資産価値の向上等に資する設備・機器等について、自らの費用負担で導入することができる。」とありますが、維持管理・運営の効率化や資産価値の向上等に資する設備・機器であって、更新工事の対象設備・機器の機能の一部や、更新工事と一体的に整備されることが合理的なものについては、更新工事の一部として認めていただけますでしょうか。	ご指摘の事例は、義務事業における更新計画に含めて提案いただくことが適切と考えますが、ご想定を正確に把握できていないため、競争的対話において必要に応じて調整するものとします。
152	要求水準書 (案)	32	2	3	(4)				補助金申請	補助事業区分、補助対象設備等について、現段階における貴県のお考えをご教示下さい。	現状では、決まった考えはありませんが、経済産業省の工業用水道補助金制度の交付要綱に基づき補助申請を行うことのできるものを想定しています。
153	要求水準書 (案)	33	3						任意事業に関する要求	「任意事業内容は、義務事業に関連する範囲内」について、「範囲内」であるかどうかの判断基準をご教示いただきたい。	未利用水を活用して運営権者が自ら工業用水を受水して行う事業は範囲内になると考えています。それ以外については、必要に応じて、競争的対話時に任意事業の該当適否を調整するものとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
154	要求水準書 (案)	34	4	1					引継業務に関する要求	「本事業の終了後、県又は県の指定する者が、引き続き運営事業対象施設の運転を継続できるようにするため、県又は県の指定する者に対し適切な内容の引継業務を行うこと。」とありますが、貴県又は貴県の指定する者の引継費用は貴県又は貴県の指定する者が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	県又は県が指定する者の人件費については、ご理解のとおりです。それ以外に想定される費用があり、確認が必要な場合には、競争的対話においてご照会ください。
155	要求水準書 (案)	34	4	1	(3)				その他資料の提供	運転管理、保安全管理に関する資料とは具体的にどのような資料を想定されているのかご教示ください。	最新版の計画、マニュアル等を想定しています。その他、円滑に業務を引き継ぐために必要な資料等あればご提案ください。
156	要求水準書 (案)	34	4	2					施設状態に関する要求	事業期間終了時において、・・・経年劣化を除いて著しい損傷がない状態（事業期間終了後 2 年以内に更新を要することのない状態）で県に引き渡すこと。とありますが、引き渡し後、2 年以内で予期せず（県、運営権者共に予見できず）に経年劣化などで故障し、更新が必要になった場合の更新費用の費用負担は県（もしくは次期運営権者）という理解でよいでしょうか。	経年劣化に起因する場合においては、ご理解のとおりです。但し、実際に故障が生じた場合、当該故障が経年劣化に起因するか否か等の協議も含めて、運営権者は誠実に対応してください。
157	要求水準書 (案)	34	4	2					施設状態に関する要求	「ただし、～トンネル・管路については、軽度の汚損、経年劣化を除いて」とありますが、その前に記載されている運営事業対象施設の状態との区別をご教示ください。	土木施設・建築施設・電気設備・機械設備・管路・トンネルの施設毎に軽度の汚損、経年劣化の状態を確認することが必要な場合には、競争的対話において、必要に応じて具体的な事例を基にご照会ください。
158	要求水準書 (案)	34	4	2					事業終了時の引継業務施設状態に関する要求	「運営権者が本事業において施設更新をしないトンネル・管路については、軽度の汚損、経年劣化を除いて著しい損傷がない状態で県へ引き渡すこと」とありますが、運営権者が道路上からの目視点検により異常を発見し、調査の結果「要更新」と報告したにもかかわらず、県の判断により更新を実施しなかった箇	運営権者が「要更新」としたものが、運営権者が本事業において実施すべき修繕に該当しない場合においては、ご理解のとおりです。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										所については、当該要求事項については免責される、との理解でよろしいでしょうか。	
159	要求水準書(案)	34	4	2	(1)				施設性能確認計画書の作成・提出	事業期間終了時における運営事業対象施設の施設性能に関する、確認事項、確認時期、確認方法等を記載した施設性能確認計画書を作成し、事業期間が終了する1年前までに県に提出すること。当該施設性能の確認は、事業期間が終了する180日から90日前までに完了すること。と記述されていますが、1年前に作成した施設性能確認計画書の確認を180日から90日前に確認して提出すると理解してよろしいですかご教示ください。	1年前に提出した施設性能確認計画書に基づき、180日から90日前に施設性能の確認を行うことを求めています。
160	要求水準書(案)	50							責任分界図(有明工業用水道)(2/4)	図表10の3導水ポンプ場と4上の原浄水場の間の③導水管の範囲が記載されていません。記載をお願いします。	記載した要求水準書(案)を、本回答に併せて示しますのでご確認ください。
161	要求水準書(案)	51							責任分界図(有明工業用水道)(3/5)	図表10の4上の原浄水場と5接合井の間の④送水管の範囲が記載されていません。記載をお願いします。	記載した要求水準書(案)を、本回答に併せて示しますのでご確認ください。
162	優先交渉権者選定基準	3	2	3					審査の手順	本事業では、公募型プロポーザル方式にて優先交渉権者を選定することに鑑み、提案審査においては、「事業全般に関する項目」「義務事業に関する項目」「任意事業に関する項目」を評価した後に、「県財政健全化への寄与」を評価するなど、価格評価に偏重しない工夫がされると理解してよろしいでしょうか。	価格評価に偏重しない評価を行う点については、ご理解のとおりです。但し、基礎審査の実施後に行う提案審査では、「事業全般に関する項目」「義務事業に関する項目」「任意事業に関する項目」と「県財政健全化への寄与」は、同時に審査します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
163	優先交渉権者選定基準	6	4	(イ)	(1)				事業実施体制	経営責任者に求められる要件をご教示ください。	応募者においてご判断ください。
164	優先交渉権者選定基準	7	4	(イ)	(1)				図表 4 中項目 モニタリング	小項目及び審査の視点に記載のある「経営モニタリング」及び「業務モニタリング」の定義が見当たりません。この提案評価項目で求められている「モニタリング」の定義をご教示ください。	経営モニタリングとは、健全な経営を確保するための経営体制、財務管理等に関するセルフモニタリングです。なお、収支計画及び資金調達計画自体のモニタリングは、経営モニタリングに含みます。業務モニタリングとは、要求水準書及び提案内容に基づく適切な事業計画の履行を確保するためのセルフモニタリングです。
165	優先交渉権者選定基準	7							モニタリング	モニタリングの項目について、基本的な考え方、モニタリング体制、経営モニタリング、業務モニタリングの 4 つの項目で採点基準を作成されていますが、要求水準書(P12)では、セルフモニタリングの実施を要求されていますが、ここで言うモニタリング 4 項目すべてセルフモニタリングで実施すると考えてよろしいですかご教示ください。	「基本的な考え方」に基づき、「モニタリング体制」を整備した上で、セルフモニタリングとして「経営モニタリング」及び「業務モニタリング」を実施してください。
166	優先交渉権者選定基準	9	4	(イ)	(1)				本事業が間接的に貢献する方策	「地域に貢献する方策」とは、県内企業や住民に加えて九州地方各県の団体と連携することにより、地域産業の発展や地域課題の解決を行うものと捉えてよいか。	応募者においてご判断ください。
167	優先交渉権者選定基準	9	4	(イ)	(1)				施設更新	県が示した事業(運営)の基本方針(LCC、長寿命化等)が記載されているものは、県の更新計画という理解でよろしいでしょうか。	「県が示した事業(運営)の基本方針」は、募集要項「2本事業の基本方針」をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
168	優先交渉権者選定基準	9	4	(イ)	(1)				施設更新	要求水準書にて、更新計画は原則、県の開示資料で示す県の更新計画と同一の内容とするとありますが、提案評価項目として長寿命化の方策があります。応募者としては、県の更新計画との整合を目指すべきでしょうか。または、県の更新計画より長寿命化を提案するべきでしょうか。	応募者の提案によるものとします。
169	優先交渉権者選定基準	9	4	(イ)	(1)				地域経済発展への貢献	地域の雇用、人材育成については、SPC 構成員が本事業へ直接関与する範囲で実施するものも、同様に認められるとの理解でよいでしょうか。	地元企業が SPC 構成員（議決権付出资）となることも、優先交渉権者選定基準でいう「地元企業の参画」の一つです。その他、【様式 A-10】の注釈等も参照の上、応募者にてご判断ください。
170	優先交渉権者選定基準	9	4	(イ)	(1)				施設更新の基本方針	「県が示した事業（運営）の基本方針（LCC、長寿命化等）と整合しているか」が審査の視点に記載されている一方で、具体的な長寿命化に関する方針が示されているものが見当たりません。長寿命化に関わる貴県の基本方針をご教示ください。	「県が示した事業（運営）の基本方針」は、募集要項「2本事業の基本方針」をご参照ください。
171	様式集及び提出書類作成要領	4	1	(4)	イ				提案書類の添付資料について	各提案項目についての様式を補足する添付資料の添付は可能か。（カタログなど）各様式に記載された別添資料以外の添付は認められるのかご教示頂きたい。	添付資料については、様式集及び提出書類作成要領に記載のとおりの様式のみとします（例えば、【様式 A-7】に別添可能な書類は、【様式 A-7-1】等です。）。ご質問のカタログなどの添付は認められません。
172	様式集及び提出書類作成要領	44							経営責任者、事業統括責任者の選任	様式A-4に記載が求められる配置予定者の氏名・経歴等は、経営責任者及び事業統括責任者が対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	様式集及び提出書類作成要領	45							配置予定者の変更	様式A-5に記載した配置予定者が運営段階においてやむを得ない理由で変更となる場合に必要な手続きについてご教示ください。	公共施設等運営権実施契約第 26 条に基づき手続きしてください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
174	様式集及び提出書類作成要領	45						様式 A-5 人員配置に関する提案	「主な配置予定者は必ずしも記載を求めるものではない」とありますが、記載の有無により配点の優劣がつく評価基準ではない、という理解でよろしいでしょうか。	「主な配置予定者は必ずしも記載を求めるものではない」の趣旨は、記載がない場合においても失格とはしないという趣旨です。審査は、優先交渉権者選定基準に記載されている審査の視点(例:「業務遂行の確実性」)に基づき実施されます。
175	様式集及び提出書類作成要領	47						様式 A-6 モニタリングに関する提案	「経営モニタリング」及び「業務モニタリング」の定義が見当たりません。この様式で求められている「モニタリング」の定義をご教示ください。	経営モニタリングとは、健全な経営を確保するための経営体制、財務管理等に関するセルフモニタリングです。なお、収支計画及び資金調達計画自体のモニタリングは、経営モニタリングに含みます。 業務モニタリングとは、要求水準書及び提案内容に基づく適切な事業計画の履行を確保するためのセルフモニタリングです。
176	様式集及び提出書類作成要領	48						様式 A-7-1 計画水量	令和 3 年度～令和 22 年度の計画水量(年量)は貴県が計画された水量ですが、①ユーザーにヒアリングした水量か②どの年度までユーザーと合意が得られているかをご教示下さい。	ユーザー企業向けの給水量(共同管理者向けは含まない。)についてのご質問と理解し回答します。募集要項公表時点で、県とユーザー企業との間で締結している給水契約に基づく基本使用水量及び特定使用水量を計画水量/日とし算定した年度毎の計画水量/日です。ヒアリングは実施しておらず、将来の水量について合意はしていません。
177	様式集及び提出書類作成要領	48						様式 A-7-1 計画水量	貴県による新規ユーザーが誘致される場合、増加水量等の情報が運営権者にいつ頃提供される予定かご教示下さい(例えば、通知供給開始日の○年前等)。	ユーザー企業からの「基本使用水量申込書」の承認後、配水支管の布設工事を施工した上で、給水を開始します。過去実績では、配水支管布設工期により、給水開始日の1ヶ月～1年前に使用水量が決定されています。なお、県は公共施設等運営権実施契約書第40条第1項に基づき、給水契約について新規のユーザー企業から申込みがあった場合には、速やかに運営権者に通知します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
178	様式集及び提出書類作成要領	50							様式 A-9 危機管理に関する提案	「不可抗力事象発生時の初動対応費用の運営権者負担上限額」の提案について、定量的に評価される、との理解でよろしいでしょうか。また、その場合の評価基準についてご教示願います。	優先交渉権者選定基準の「事業全般に関する項目」の「危機管理」において、「不可抗力事象発生時の初動対応費用の運営権者負担上限額」も含めて総合的に評価します。
179	様式集及び提出書類作成要領	51							様式 A-10 地域経済発展への貢献に関する提案	地元企業の定義をご教示ください。例えば、熊本県内に支店・営業所等がある企業についても地元企業に該当するという理解でよろしいでしょうか。	熊本県内に本店がある企業が地元企業に該当します。
180	基本協定書(案)	2	1	1	(19)				「SPC」とは	水道分野等におけるその他の事業を遂行することを目的とするとありますが、水道分野でなく工業用水道分野ではないですか	熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行うことが認められる事業は、工業用水道分野に限定しておらず原文どおりで誤りはありません。
181	基本協定書(案)	2	4	1	(2)				SPCの設立	資本金と資本準備金の合計額いずれの時点においても●億円以上である。但し、優先交渉権者の提案に基づくと規定されていますが、資本金及び資本準備金の最低額の基準があればご教授ください。	最低額の基準はありません。
182	基本協定書(案)	2	4	1	(3)				SPCの設立	「SPCの定款に、SPCが発行できる株式は、本完全無議決権株式及び本議決権株式のみであることの規定があること。」との記載で、本完全無議決権株式とは一般的な優先株式のことでしょうか。または、出資をとめない構成員のことでしょうか。	本完全無議決権株式とは、SPCの株主総会におけるいかなる決議についても議決権を有しない種類の株式(会社法第108条第1項第3号)をいいます。
183	基本協定書(案)	3	4	1	(5)				SPCの設立	水道分野等におけるその他の事業を遂行することを目的とするとありますが、水道分野でなく工業用水道分野ではないですか	熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行うことが認められる事業は、工業用水道分野に限定しておらず原文どおりで誤りはありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
184	基本協定書 (案)	4	5	2	(5)				SPC の株主	「SPC の運営に関するすべての契約」の写しを貴県に提出する必要があるとございますが、例えば、構成企業間で本事業の役割やリスク分担に限定して定めた契約は、提出の対象にならないと理解してよろしいでしょうか。	提出を求めているのは株主間契約です。「構成企業」の趣旨が、SPC の議決権株式を有する予定の優先交渉権者構成員である場合には、当該構成員間の役割やリスク分担等が規定された契約は、「SPC の運営に関する」契約として提出の対象となるものと考えます。
185	基本協定書 (案)	4	7	3					実施契約の締結第3項	県が資料等の中に募集要項等に記載された条件に合致しない内容が含まれていると判断した場合、優先交渉権者構成員は、自己の責任及び費用により、提案書類及び資料等が募集要項等に記載された条件に合致するよう訂正とありますが、県からの一方的な要望とならないよう留意願いたい。	ご意見に留意します。
186	基本協定書 (案)	4	7	2,3					実施契約の締結	提案書類の詳細を明確にするために必要な資料等の提供は、優先交渉権者を選定する段階で行われるべきではないでしょうか？優先交渉権者選定後に貴県から上記資料等を提供するのは、どのような場合を想定されていますでしょうか？	原文のとおりです。優先交渉権者選定後に県が資料等を請求するのは、基本協定書第7条第2項に規定のとおり、提供を求めることが合理的な場合です。
187	基本協定書 (案)	4	7						実施契約の締結	修正された実施契約書(案)について、原則修正には応じないとありますが、競争的対話での協議により修正されるとの認識でよろしいでしょうか。	募集要項に記載のとおり、競争的対話を踏まえて公共施設等実施契約書(案)の調整を行います。調整後の案は公表しますが、公表は、競争的対話の参加者による事前確認を経た後に行う予定です。
188	基本協定書 (案)	6	8	2					業務実施企業の契約締結について	当該事業における SPC からの業務委託契約又は請負契約については、県とSPCとの実施契約の締結後、速やかに全てにおいての契約を締結出来るものばかりではなく、20年間の事業期間に渡り都度の契約を締結するものも相当数想定されます。これらについては、あくまでも都度の契約後、速やかに県に	基本的にはご理解のとおりですが、詳細は公共施設等運営権実施契約書(案)第24条をご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										契約書写しを提出するという理解でよろしいでしょうか。	
189	基本協定書 (案)	6	8	2				業務の委託・ 請負	当該契約の締結後速やかに、当該契約書の写しを県に提出とありますが、本事業は20年間の長期であることから、契約時に全ての契約を締結するものではなく、事業期間中において順次契約を締結するものが多いと想定しています。追加で契約を締結するものについては、契約後速やかに県に当該契約書の写しを提出するとの理解でよろしいでしょうか。また、当該契約の締結後速やかに委託契約を締結すべきものについては、競争的対話において協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、基本的にはご理解のとおりですが、詳細は公共施設等運営権実施契約書(案)第24条をご参照ください。後段については、公共施設等運営権実施契約の締結後契速やかに締結しなければ、運営権者が本事業を要求水準を充足して実施できない事態を招くおそれのある委託契約が対象です。なお、県は当該委託契約への該当適否は指定せず、優先交渉権者構成員にて適切に判断するものとします。	
190	基本協定書 (案)	6	8	4				業務の委託・ 請負	「SPCをして統括マネジメント業務を自ら実施」とありますが、「自ら実施」の定義をお示し下さい。SPCが職員を直接雇用する、あるいは構成員よりSPCに人員を転籍、出向させ、SPCの社員として業務を実施する以外で「自ら実施」に含まれる形態があればご教示ください。	例示の方法及び兼務の方法以外でSPCの役員・従業員による業務実施を想定されている場合は、競争的対話において、その実施可否をご照会ください。	
191	基本協定書 (案)	6	10	2				実施契約の不 成立	県の責めに帰すべき事由により実施契約の締結に至らなかった場合については、第1項の場合と逆であるため、既に優先交渉権者構成員が本事業の公募に関して支出した費用及び実際の損害額は県にご負担いただけるという理解で宜しいでしょうか。	基本協定書(案)第10条第2項に規定のとおり、費用負担は協議によって決定されるものとします。なお、県は協議を一方的に行うことは想定していません。	

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
192	基本協定書(案)	6	10						実施契約の不成立	県が優先交渉権者に請求できる違約金として「2.7億円」とありますが、この金額根拠をご教示ください。	違約金の金額は、本事業の事業条件とご理解ください。なお、金額は、優先交渉権者の再選定に係る費用として、再選定に係る県職員の人件費、アドバイザー費用及び県又は県が別途指定する者への運営委託費等を考慮の上、設定しています。
193	基本協定書(案)	6	10	1	(2)				第10条実施契約の不成立	本条に記載されている違約金 2.7 億円の根拠についてご教示願います。	違約金の金額は、本事業の事業条件とご理解ください。なお、金額は、優先交渉権者の再選定に係る費用として、再選定に係る県職員の人件費、アドバイザー費用及び県又は県が別途指定する者への運営委託費等を考慮の上、設定しています。
194	基本協定書(案)	7	11	1					代表企業の責務	「解散等」とありますが、「等」は何を意味するか具体的にご教示ください。	解散前の清算が想定されますが、これに限られません。
195	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	6	1					契約の保証	履行保証保険契約を20年一括で契約することは不可能だと考えますが、単年度あるいは可能な限り長期の契約でも構わないという理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりで差し支えありません。但し、その場合、前保証期間の翌日に次期保証期間が始まるものとします。
196	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	6	2					契約の保証	本条に示されている契約保証金の2.7億円の根拠をご教示願います。	契約保証金の金額は、本事業の事業条件とご理解ください。なお、金額は、優先交渉権者の再選定に係る費用として、再選定に係る県職員の人件費、アドバイザー費用及び県又は県が別途指定する者への運営委託費等を考慮の上、設定しています。
197	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	8	2					責任の分担	「本契約に別段の定めがある場合を除き」とありますが、事業期間中に想定していなかった事象によって責任分担を変更する場合には、別途の覚書等によらず、すべて本契約の変更で対応するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、県及び運営権者が公共施設等運営権実施契約に基づき別途合意した場合、以降の責任分担の変更を覚書等で行うことはありえます。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
198	公共施設等運営権実施契約書(案)	2	8	2					責任の負担	県が承諾した事項についても何ら責任を負担しないとありますが、確認や報告事項であるなら理解できますが、承諾事項についても何ら負担しないというのは不合理であると考えますのでご再考願います。	原文のとおりとします。公共施設等運営権実施契約に別段の定めがある場合は別ですが、県による確認等(承諾を含みます。)は、運営権者の実施する行為が公共施設等運営権実施契約や要求水準書に整合・適合することを保証するものではなく、運営権者は、県の確認等にかかわらず、公共施設等運営権実施契約及び要求水準書に整合・適合する内容で業務を遂行していただく必要があります。
199	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	9	1	(7)				運営権者による表明及び保証	定款の事業目的として「本事業並びに県の事前の承諾を得て行う熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行う水道分野等におけるその他の事業の遂行に限定」とあるが、任意事業については、水道分野「等」におけるその他の事業として位置付けられるという理解でよいか。	任意事業は、「本事業」に含まれます。
200	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	9	1	(7)				運営権者による表明及び保証	水道分野等におけるその他の事業を遂行することを目的としますが、水道分野でなく工業用水道分野ではないですか	熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行うことが認められる事業は、工業用水道分野に限定しておらず原文どおりで誤りはありません。
201	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	9	1	(7)				運営権者による表明及び保証	定款の事業目的に「本事業並びに県の事前の承諾を得て行う熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行う水道分野等におけるその他の事業の遂行に限定されていること」とありますが、実施方針及び募集要項では任意事業が可能とあります。任意事業も水道分野に限るという理解でよいでしょうか。	任意事業は「本事業」に含み、義務事業に関連する範囲で水道分野以外であっても可能です。なお、任意事業の該当適否は、必要に応じて競争的対話時に調整するものとします。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
202	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	9	2					運営権者による表明及び保証	資本金と資本準備金の下限金額はそれぞれ、運営権者が自由に設定し、事業期間中の変更はその金額以上であれば任意に可能であるとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	9	2					運営権者による表明及び保証	資本金と資本準備金の合計額いずれの時点においても●億円以上である。但し、優先交渉権者の提案に基づくと規定されていますが、資本金及び資本準備金の最低額の基準があればご教示ください。	最低額の基準はありません。
204	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	10	2					義務事業の承継等	「30日以内に～事業承継計画書を作成し、～提出してその確認を受けなければならない」とありますが、運営権者が県に計画書を提出してから貴県が確認を実施するのに要する日数は10日程度を見込んでおけば良いでしょうか。	ご理解のとおりで差し支えありません。但し、提案時の【様式 A-11】「事業開始時の引継ぎに関する提案」に沿うことなく事業承継計画書が作成された場合等、県が運営権者に修正を求めるが必要な場合は、県による確認に10日以上要する場合もあることにご留意ください。
205	公共施設等運営権実施契約書(案)	3	10						本事業開始前の引き継ぎに係る執務場所	本事業開始予定日前までの義務事業の継承期間において、履行場所として上の原浄水場及び白島浄水場の建屋内の執務室の利用を運営権者に認めていただきたい。	承継に必要な範囲で認めます。但し、執務室のスペースに限りがあるため、スペースが不足する場合には現行運営委託者による利用を優先することにご留意ください。
206	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	11						事業開始前に県が行う運営権対象施設の更新について	事業開始前に県の判断において行われた運営権対象施設の更新により、運営権者に増加費用があった場合、増加費用の負担につき協議とあるが、明らかに公平な契約ではないと思料する。協議ではなく県の負担とすることを明記いただきたい。	原文のとおりとします。
207	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	11						本事業開始前に県が行う運営事業対象施設の維持管理・運営等	「県は～維持管理・運営のみを行う」とありますが、現在の工水事業運営と比較して変更となる事象は無いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。当該規定は、更新を行わないとの趣旨です。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
208	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	11						本事業開始前に県が行う運営事業対象施設の維持管理・運営等	県及び運営権者は、増加費用の負担につき協議するとありますが、競争的対話後の更新内容の変更により、運営権者に増加費用があった場合は、協議ではなく県の負担としていただきたい。	原文のとおりとします。
209	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	12	1					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	「法令等上～求められる基準」とありますが、事業契約締結日時点の建築基準法、労働安全衛生法も含まれるとの理解で良いでしょうか。また、施設自体は建築基準法や労働安全衛生法を満たしていても、引き渡し時点で運転管理をするために同法を犯す必要が客観的に認められる場合も、瑕疵に含まれるとの理解で良いでしょうか。	前段については、ご理解のとおりで差し支えありませんが、建築基準法における既存不適格は、本事業の公共施設等運営権実施契約における瑕疵に該当しないことにご留意ください。 後段については、引き渡し時点で運転管理をするために同法を犯す必要が客観的に認められる場合としてご想定されているところを正確に把握できないため、回答を差し控えます。必要に応じて、競争的対話において具体的にご想定されている例などを基に照会ください。
210	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	12	1					既存不適格	既存不適格(・・・工業用水道施設に求められる耐震性の不足を含む・・・)は瑕疵に該当しないとあり、要求水準書の P29 には「更新対象施設の仕様については、既存施設と同等以上の性能を有するものを基本とする。」とあります。よって更新仕様の耐震性は既存施設・設備と同等でよいとの理解でよろしいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりですが、要求水準には、更新実施時点での法令順守も含まれることにご留意ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
211	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	12	1					既存不適格	既存不適格(・・・工業用水道施設に求められる耐震性の不足を含む・・・)は瑕疵に該当しないとあり、要求水準書の P29 には「更新対象施設の仕様については、既存施設と同等以上の性能を有するものを基本とする。」とあります。更新仕様について、既存施設・設備と同等以上の耐震性を県や共同管理者等から求められた場合、耐震性を向上するための増加費用は県が負担とするとの理解でよいでしょうか。	本事業の公共施設等運営権実施契約(例:第 63 条)で認められる場合を除き、県が追加で費用負担を行うことはありません。
212	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	12	1					既存不適格	既存不適格(・・・工業用水道施設に求められる耐震性の不足を含む・・・)は瑕疵に該当しないとありますが、地震により既存不適格の施設・設備が損傷し、運営権者に直接または間接的に損害を及ぼした場合には、その損害は県に帰責すると考えてよいでしょうか。	既存不適格は、本事業の公共施設等運営権実施契約における瑕疵に該当しませんが、ご想定 of 事態が生じた場合は、公共施設等運営権実施契約の規定に従い、県は誠実に協議に応じます。
213	公共施設等運営権実施契約書(案)	4	12	1					施設の瑕疵確認	優先交渉権者決定前の施設の瑕疵を確認する機会については、競争的対話時の現地調査の際に設けられるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、競争的対話の現地調査時に調査して差し支えありません。
214	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	3					トンネル及び管路の瑕疵	運営権者は、当該瑕疵の補修を行った上で、県に対し、相当の期間を定めて、当該瑕疵の補修に要した費用及び当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。とありますが、トンネルに関する運営権者の業務は保守点検のみであるとの認識です。トンネルの修繕については貴県にて補修を行われるとの認識でよろしいでしょうか。	県の費用負担の下、運営権者にて補修を行ってください。
215	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	3					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	「当該瑕疵の修補に要した費用及び当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。」とありますが、「当該瑕疵の修補に要した費用」は特に不合理でない限り全額支払	ご理解のとおりで差し支えありません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										われるという理解で宜しいでしょうか。	
216	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	3					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	「当該瑕疵の修補に要した費用及び当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができる。」とありますが、第 39 条第 1 項と同様に、発見された瑕疵の調査に関する費用も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	発見された瑕疵の調査に関する費用が、不合理なものでない限りにおいて、ご理解のとおりです。
217	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	4					県の開示する情報瑕疵について	県及び運営権者が想定し得ない情報の瑕疵については県が一切責任を負わないということは、一定の理解は出来るが、県のみが明らかに知り得た情報による瑕疵、またそれにより、運営権者の損害が発生した場合は、最低限、協議事項にしていきたい。	「県のみが明らかに知り得た情報による瑕疵」のご想定を正確に把握できないため、回答を差し控えます。必要に応じて、競争的対話において具体的にご想定を基に照会ください。なお、県のみが本事業に影響を与える情報を知った場合は、誠実に、優先交渉権者又は運営権者に伝えます。
218	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	4					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	「一切の責任を負わない」とありますが、当然、故意または重過失の場合を除くとの理解で良いでしょうか。	適用法令に従って県が責任を負うべき場合については、県は責任を負います。
219	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	4					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	「情報等について瑕疵」は「資産の物理的な瑕疵を含む」とございますが、本条第1項においても「物理的な瑕疵」が記載されております。第 1 項の「物理的な瑕疵」とは区別される本項の「資産の物理的な瑕疵」とは、具体的にどのような瑕疵をいうのでしょうか。単に情報の瑕疵など抽象的なものではなく、具体例をご教示頂きたく存じます。	公共施設等運営権実施契約第 12 条第 4 項でいう「物理的な瑕疵」は、優先交渉権者又は運営権者に対して提供又は開示するにあたり利用した資産の物理的な瑕疵です。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
220	公共施設等運営権実施契約書(案)	5	12	4					運営事業対象施設の瑕疵担保責任等	瑕疵担保期間の前後を問わず、これらの瑕疵については一切責任を負わないとありますが、何ら負担しないというのはいかがなものかと考えます。	ご意見の一つとして参考とさせていただきます。なお、競争的対話において、責任分担に係る具体的な代案をご提案いただくことは妨げません。
221	公共施設等運営権実施契約書(案)	6	19	1					義務事業の開始条件	条件に、「提出」を要件とするものと、「承認」を要件とするものがありますが、「提出」のものに関しては、要求水準を満たす限り開始条件として認められない場合はない、との理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、要求水準には運営権者が提案時に行った提案も含まれることにご留意ください。
222	公共施設等運営権実施契約書(案)	7	20	4					義務事業の開始遅延	遅延に伴う違約金として1日当たり74万円とありますが、その金額の根拠についてご教示願います。	違約金の金額は、本事業の事業条件とご理解ください。県又は県が別途指定する者への委託に係る県の人件費、アドバイザー費用及び委託費等を考慮の上、設定しています。
223	公共施設等運営権実施契約書(案)	7	20	5					義務事業の開始遅延	県の責めに帰すべき事由の場合は、増加費用に逸失利益を含めて請求して良いとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、逸失利益は増加費用ではなく、損害に含まれます。
224	公共施設等運営権実施契約書(案)	8	21	2					義務事業の内容等	「県の事前の～承諾を得たうえで、～内容を変更することができる」とありますが、要求水準書を変更するという理解で良いでしょうか。	ご想定を正確に把握できておりませんが、義務事業の変更は要求水準書の変更を伴います。但し、公共施設等運営権実施契約第21条第2項の規定は、運営権者の裁量による義務事業の内容変更を想定したものではありません。
225	公共施設等運営権実施契約書(案)	9	23	2					白島浄水場の汚泥処理施設の管理区分の変更	「費用の負担について協議を行う」とありますが、費用の上限等は設定されず、提案時に書面等で現時点で想定される費用等を提出する必要はないとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりですが、実施方針等に関する質問・意見に対する回答のNo.16他で回答したとおり、当該施設の更新に必要と想定される費用は競争的対話において参加資格審査通過者に対して示します。その水準から著しい乖離は想定していないことにご留意ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
226	公共施設等運営権実施契約書(案)	9	24	1					第三者への委託	契約の相手方を変更する場合は、県が確認するということがありますが、最初の契約時は提案書の通りであれば、県の確認は必要ないとの理解で良いでしょうか。	公共施設等運営権実施契約第 24 条第 1 項においては、ご理解のとおりです。
227	公共施設等運営権実施契約書(案)	9	24	1					第三者への委託	変更時に県が確認をするということですが、変更を拒絶されるということは無いとの理解で良いでしょうか。	基本的にはご理解のとおりで差し支えありません。但し、当該変更により、要求水準の未充足が懸念されるときは、その変更を認めない場合もあります。また、提案時からの不合理な変更は認められません。
228	公共施設等運営権実施契約書(案)	9	24	1					第三者への委託	一次下請先が二次下請先を変更する場合でも、県の事前の確認が必要との理解で良いでしょうか。	公共施設等運営権実施契約第 24 条第 1 項において、ご理解のとおりです。なお、二次下請先であっても提案時から変更を行おうとする場合は、同条第 5 項に基づく県の事前承認を要することにご留意ください。
229	公共施設等運営権実施契約書(案)	9	24						第三者への委託	運営権者が運営期間中に、業務実施企業を通じて二次下請けに発注する際について、すべてを事前に県の承諾を得ることは現実的ではなく、事後報告を認めていただきたい。	公共施設等運営権実施契約第 24 条第 1 項は契約締結を予定する一覧表の事前提出を求めています。具体的な契約内容の報告は、提案時から二次下請先を変更する場合を除き、同条第 3 項に基づき、事後報告で構いません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
230	公共施設等運営権実施契約書(案)	10	24	5					第三者への委託県の事前の承認	「運営権者が、その提案書類において、業務実施企業及び二次下請先の名称を明示している場合で、当該業務実施企業及び二次下請先とは異なる者への委託、再委託、請負及び下請負を行おうとするときは、県の事前の承認を得なければならない。」とありますが、提案書類において、業務実施企業及び二次下請先の名称を明示していない場合で、事業開始前または事業期間中に新たに委託、再委託、請負及び下請負を行おうとするときは、SPC と事業実施企業との契約の場合、第 24 条 1 項、2 項に準じ、契約締結前に県へ報告する。また、業務実施企業と二次下請先の契約の場合、第 24 条 3 項に準じ、契約締結後速やかに県へ報告する、と考えてよろしいでしょうか。	二次下請先についても、公共施設等運営権実施契約第 24 条第 1 項に基づき、県に一覧表を提出してください。
231	公共施設等運営権実施契約書(案)	10	25	2					事業統括責任者	事業統括責任者は本事業の実施場所の近隣(例えば熊本県内)に、特に合理的な理由があるときを除き常駐しなければならないとの理解で良いでしょうか。	本事業の募集要項等では、事業統括責任者の当該常駐は求めています。但し、募集要項等に規定する事業統括責任者の役割を遂行できていないと認められる場合は、要求水準書を変更し、常駐を求めることもあります。
232	公共施設等運営権実施契約書(案)	10	26	1					従事職員	従事職員の一覧表については、運営権者に所属する従事職員を対象とするものとの理解でよろしいでしょうか。	運営権者及び業務実施企業等(二次下請先を含み、これに限らない。)とします。但し、業務実施企業等の従事職員については、継続的な期間、義務事業に従事する者のみで構いません。
233	公共施設等運営権実施契約書(案)	11	27	1					保険	「運営権者は、本事業期間を通じて、自らの責任及び費用負担において、別紙 6 に定める種類及び金額の保険を付保するものとする。」とありますが、県が当該工業用水道事業	本事業の開始後、県が付保する保険はありません。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										に関して、本事業開始後に契約する保険の内容について、県と運営権者のリスク分担に照らしてご教示ください。	
234	公共施設等運営権実施契約書(案)	11	27						保険	運営権者が関与できない要因(管路の経年劣化による漏水事故等による補償が発生した場合など)により保険費が増加する場合、増加分の費用負担について県と負担の協議ができるものとしていただきたい。	運営権者の負担とします。但し、ご想定が、県が運営権者に最小限加入することを求めている「工業用水道賠償責任保険」についてであれば、協議の実施は妨げません。
235	公共施設等運営権実施契約書(案)	11	28	1					要求水準の変更等	要求水準の変更等に起因する費用の変動が生じた場合は、必要に応じて、両者協議の上、按分率を見直すとの理解でよろしいでしょうか。	「要求水準の変更等」のご想定を正確に把握できないため、回答を差し控えます。なお、按分率は公共施設等運営権実施契約に定めた範囲で見直します。
236	公共施設等運営権実施契約書(案)	12	29	4					全体事業計画書についての公表事項	全体事業計画書を県のホームページを通じて公表することについて、公表事項として要求される具体的な項目をご教示ください。	公共施設等運営権実施契約の締結後に県及び運営権者との間で協議の上決定することを想定していますが、必要に応じて競争的対話において調整することは妨げません。
237	公共施設等運営権実施契約書(案)	12	30	1					5 箇年事業計画書	事業期間 1 年目～5 年目については、全体事業計画書と同時に提出すると理解してよろしいですか	公共施設等運営権実施契約第 30 条第 1 項に基づき、全体事業計画書をもって代替させます。
238	公共施設等運営権実施契約書(案)	13	30	6					5 箇年事業計画書についての公表事項	5 箇年事業計画書を県のホームページを通じて公表することについて、公表事項として要求される具体的な項目をご教示ください。	公共施設等運営権実施契約の締結後に県及び運営権者との間で協議の上決定することを想定していますが、必要に応じて競争的対話において調整することは妨げません。
239	公共施設等運営権実施契約書(案)	13	31	4					単年度事業計画書についての公表事項	単年度事業計画書を県のホームページを通じて公表することについて、公表事項として要求される具体的な項目をご教示ください。	公共施設等運営権実施契約の締結後に県及び運営権者との間で協議の上決定することを想定していますが、必要に応じて競争的対話において調整することは妨げません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
240	公共施設等運営権実施契約書(案)	14	34	1	(3)				財務情報等の報告	公開会社でなくとも、会社法施行規則第 119 条から第 124 条までの事項を報告するとされており、株式会社の現況に関する事項を報告する意味は分かりますが、それ以外の事項を報告する理由を教えてください。	本事業は、県が引き続き工業用水道事業法上の工業用水道事業者となるため、管理者として把握しておく必要があるものと判断しています。
241	公共施設等運営権実施契約書(案)	14	34	1					財務情報等の報告	運営権者は、本事業期間中、各事業年度の計算書類の承認に係る株主総会の終了後 10 日以内に、県に対し、運営権者の次の各号に掲げる情報を報告するものとする。とありますが、この報告とは書類の提出を意味するものでしょうか。	ご理解のとおりです。モニタリング基本計画に規定する「年度事業報告会」は、別途県及び運営権者が日程調整の上、開催するものとします。
242	公共施設等運営権実施契約書(案)	14	34	2					財務情報等の報告	「県のホームページを通じて公表し」とありますが、県のホームページからリンクを張ったページにおいて、PDFあるいはその他の電子的な形式で公表することも当該条項に合致するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。公共施設等運営権実施契約書(案)第 29 条第 5 項の脚注 5 に記載のとおり、県のホームページ上に運営権者が自ら開設するホームページへのリンクを設ける方法を選択する場合には、第 34 条第 2 項も調整します。
243	公共施設等運営権実施契約書(案)	16	39	2					管路の修繕における見積取得先	「3 社以上の外注先又は購入先から見積りを取得して費用算定の適性化に努めるものとする」とありますが、見積取得先の選定については、特に制限を設けるものはなく、運営権者の裁量で選定してよいとの理解でよいでしょうか。	費用算定の適正化に努めている限りにおいて、ご理解のとおりです。
244	公共施設等運営権実施契約書(案)	16	38						本事業終了日以降 10 年間の長期修繕計画	本事業終了日以降 10 年間の長期修繕計画として提示が要求される具体的な項目をご教示ください。	運営権者が本事業期間内に作成する保守点検計画に準じます。
245	公共施設等運営権実施契約書(案)	17	40	2					新規のユーザー企業の取扱い等	「県の努力により誘致された」か「運営権者の努力により誘致された」かは、具体的にはどのように判断することを想定されていますでしょうか。	個々の事例により判断しますが、貢献度割合で判断することは想定していません。なお、運営権者が新規のユーザー企業候補を発掘し県に紹介した場合は、基本的には「運営権者の努力」と判断されるものと考えています。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
246	公共施設等運営権実施契約書(案)	17	41	1				事業開始年度の更新計画	「募集要項等で県が提示した更新計画に一致させるものとする」とあり、当該年度には貴県では更新が一切見込まれておりません。この場合、故障等により緊急的に更新の必要が生じた場合には、当該費用は貴県の負担という理解でよいでしょうか。	運営権者の責に帰すべき事由によらない故障等により、更新の必要が生じた場合にはご理解のとおりです。但し、運営権者が後年度に更新を予定していた運営事業対象施設である場合には、更新計画の変更も含め費用負担の方法について協議の上、決定するものとします。
247	公共施設等運営権実施契約書(案)	17	41	2				全体更新計画の変更	本事業期間中の更新の実施に係る費用の総額は変更できないとあります。これは運営権者による更新工事の効率化により、費用の総額が実施契約締結時に合意した金額よりも下回ることも認められないのでしょうか。実施方針に係る質疑の No.98 の回答のとおり、実際の更新費用が削減された場合には、熊本県部分については運営権者のインセンティブとなるため、これを認めていただけないでしょうか。	公共施設等運営権実施契約締結時に合意した更新計画において、運営権者が実施を予定していた更新について、運営権者の努力によりコスト削減が実現された場合には、本事業期間中の更新の実施に係る費用の総額は変更できるものとします。但し、当該コスト削減には、更新計画において実施するとしていた更新を実施しない場合は含まないことにご留意ください。
248	公共施設等運営権実施契約書(案)	19	44	1				更新計画(事業期間終了後)	本事業終了日以降の10年間を対象期間とする運営事業対象施設の更新についての更新計画(事業期間終了後)を作成とありますが、事業期間終了日とは、何時を示すのですかご教示ください。	公共施設等運営権実施契約第85条第1項及び第2項に定めた事業期間終了日です。
249	公共施設等運営権実施契約書(案)	20	48	1				県及び共同管理者が行う更新への協力	「トンネルの充排水操作、施設の運転停止及び復旧操作並びにユーザー企業への周知等について協力する。」とありますが、頻度や期間も不明であり、且つ当該費用は共同管理者を含めた費用分担の対象であると推察できることから、それに係る費用は全て県及び共同管理者の負担であるとの理解でよいでしょうか。	「それに係る費用」の具体的な内容が明らかでないため、回答を差し控えます。なお、トンネルの充排水操作、施設の運転停止及び復旧操作並びにユーザー企業への周知等に係る運営権者及びその委託先等に要する費用は、運営権者の負担です。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
250	公共施設等運営権実施契約書(案)	20	48	2					管路及び接合井等の調査、更新等実施時に求められる協力については、どの時点で要請されるのでしょうか(何日前までに提示されるのでしょうか)。	調査や更新等の内容により、運営権者が必要とする日数が異なるものと考えられるため、「何日前」との回答はできませんが、運営権者の業務に支障を与えないように、前広に事前調整をした上で要請します。	
251	公共施設等運営権実施契約書(案)	20 21	48 52	2 1					ユーザー企業の損害に対する補償 給水の停止等によるユーザー企業に生じた損害について、補償(48条)や利用料金の減免措置(第52条)が規定されていますが、給水停止時のユーザー企業への賠償リスク(営業補償含む)を定量的に見積もることが可能な根拠資料を開示頂けないでしょうか。	有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業ともに、事業開始後、県がユーザー企業から損害賠償を請求されたことがないことを、本回答を通じて開示します。その上で、応募者がリスク評価にあたり追加情報等を必要とし、公表情報から入手できないものがある場合には、競争的対話時に、個々のユーザー企業毎の工業用水の用途も踏まえて具体的に必要な情報をご教示ください。県は必要かつ可能な範囲で、情報等の収集・開示に努めます。	
252	公共施設等運営権実施契約書(案)	21	49						補助金の申請の支援 「補助金の申請手続き等についての検討及び書類作成等の支援」について、特にどのような検討支援が想定されるか、ご教示ください。	基本的には、経済産業省の工業用水道事業補助制度に基づき、県及び共同管理者が補助金を受けるに際して必要な検討及び書類作成等です。より詳細な内容を必要とする場合には、競争的対話時に情報提供を行うので照会ください。	
253	公共施設等運営権実施契約書(案)	21	51	3					工業用水道料金の設定 第1項に基づいて工業用水道料金が改定された場合の按分率は、工業用水道料金が増額された場合には改定せず、減額された場合には運営権者の利用料金が維持されるように改定する。とされていますが減額された場合の運営権者の利用金額が維持されると示されている利用料金とは、運営権者の取得金額と理解してよろしいですか、また、維持される補償額の具体的な内容をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。「利用料金」とは、公共施設等運営権実施契約において、運営権者が収受する料金をいいます。後段については、利用料金の額が変わらないよう按分率を上方改定します。	

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
254	公共施設等運営権実施契約書(案)	21	52						「給水の停止又は制限」の定義	「給水の停止又は制限」とは、ユーザー企業への給水がその時間の長短及び水量減少の大小に関わらず、停止又は水量減少することを示しますか。定義があればご教示ください。	ご理解のとおりです。
255	公共施設等運営権実施契約書(案)	22	55	1					工業用水道料金の未納者への対応	「県が当該ユーザー企業に対する支払いの督促その他の対応について協力する」とありますが、具体的にはどのような協力を想定されていますでしょうか。	運営権者が工業用水道料金の未納者を訪問する際に県の担当者が同行することを県による協力の一つとして想定しています。
256	公共施設等運営権実施契約書(案)	22	55	2					工業用水道料金の未納者への対応	訴訟提起の時期等については協議とされていますが、事業者が県の訴訟提起を待たずに訴訟提起する必要がある可能性も考えられますので、このような選択肢も含めての協議をお願いします。 また、県としての、訴訟提起するか否かの判断基準、訴訟提起の時期の目安などありましたら、公募のどこかの段階でご教示ください。	前段について、協議の対象に含むとご理解いただいで差し支えありません。後段については、県による訴訟提起の対象は、県収受分料金に係る債権が対象です。そのため、訴訟を提起するか否かは、県の専決事項と考えますが、ご質問の背景・必要性を正確に把握できないため、必要に応じて競争的対話時に再度ご照会ください。
257	公共施設等運営権実施契約書(案)	22	55	2					工業用水道料金の未納者への対応	未納料金の訴訟について通常共同訴訟で対応しない場合もあると理解してよろしいでしょうか。	個別の案件毎の協議の結果によりませんが、運営権者から求められた場合には、通常共同訴訟で対応することを拒否することは考えておりません。
258	公共施設等運営権実施契約書(案)	22	55						工業用水道料金の未納者への対応	一定期間未納が続いた工業用水道料金の未納者については、ユーザー企業から外していただく必要があると思いますが、その手続等につきご教示ください。	手続きとしては、熊本県用水道供給規程第27条(供給の停止)に基づきます。
259	公共施設等運営権実施契約書(案)	23	56	3					建設負担金	建設負担金の支払いに関して、「運営権者が検収した工事」を対象に必要な書類を提出後、請求書を発行することとなっていますが、運営権者が発注した工事全体が完了していかなくとも、運営権者が部分的に検収していれば、その範囲で必要書類を提出し、請求書を発行できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、運営権者があらかじめ部分的検収による更新計画の実施について、単年度更新実施計画で合意している場合に限りです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
260	公共施設等運営権実施契約書(案)	23	56	3					建設負担金-本事業(有明)	運営権者は請求書の発行に当たっては、その内容として撤去費を明らかににするものと記述されているが、ここで、言う撤去費とは、更新施設に関する撤去工事費と除却資産費を言うものですか、詳細な言葉の定義をご教示ください。	撤去費とは、更新を行うために既存施設を解体・撤去するのに要する費用及び解体・撤去した残存物の処分に要する費用をいいます。
261	公共施設等運営権実施契約書(案)	24	59	2					更新投資負担金	「運営権者が更新工事を完了した都度、当該更新工事の完了後30日以内に、要求水準書に定める必要書類を提出し・・・。」とされていますが、運営権者が発注した工事全体が完了していなくとも、運営権者が部分的に検収していれば、その範囲で必要書類を提出し、請求書を発行できるということでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、運営権者があらかじめ部分的検収による更新計画の実施について、単年度更新実施計画で合意している場合に限りです。
262	公共施設等運営権実施契約書(案)	24	59	1					更新投資負担金-本事業(八代)	運営権者は、運営権者の間違いと思われま	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の公共施設等運営権実施契約書(案)は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
263	公共施設等運営権実施契約書(案)	25	62	3					法令変更等について	法令変更等により本事業の実施が困難となった場合等には、契約及び要求水準の変更について協議する、とありますが、法令変更等によって按分率が改定されることもありうるとの理解でよいでしょうか。	別紙7の「4.特定法令等変更を理由とする按分率の改定」に規定のとおり、特定法令等変更該当する場合においては、ご理解のとおりです。
264	公共施設等運営権実施契約書(案)	25	63	2					法令変更等について	法令等の変更によって、任意事業の採算性が悪化する場合には、貴県と協議の上、運営権者は任意事業を休止(廃止)することはできないという理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりですが、公共施設等運営権実施契約書(案)第22条第2項の規定は、運営権者が提案書類において任意事業の履行について確約している場合には、任意事業の休止又は廃止には県の事前の承認を要する旨、調整することにもご留意ください。
265	公共施設等運営権実施契約書(案)	26	65	2					不可抗力による履行義務の変更	不可抗力による履行義務の変更並びに増加費用又は損害の負担についての合意が成立しなかった場合には、県の通知する対応方法に従うこととありますが、これは通常どおりに	「不可抗力に対する対応方法」であるため、「通常どおりに業務を履行」することとはならないと考えますが、ご想定を正確に把握できないため、必要に応じて競争的対話時に再度

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										業務を履行することができる(と想定される)状況下に限定されるという理解でよいでしょうか。	照会ください。なお、県は社会通念上不合理と考えられる対応方法は通知しません。
266	公共施設等運営権実施契約書(案)	26	66	1					不可抗力に起因しない水量の変動	「本契約締結時に予見できなかった、不可抗力に起因せず、かつ、新たな水源開発が必要となるような原水の水量の恒常的な不足」は、たとえばどのような事態を想定されていますでしょうか。	原因によらず(不可抗力を除く。)、公共施設等運営権実施契約締結時点の取水施設による取水方法では要求水準を満たして工業用水等の供給ができなくなる程度に原水の水量が恒常的に不足する事態です。
267	公共施設等運営権実施契約書(案)	26	66	2					不可抗力に起因しない水量の変動	「不可抗力に起因しない一時的な原水の水量の不足」は、たとえばどのような事態を想定されていますでしょうか。	原因によらず(不可抗力を除く。)、原水の水量が一時的に不足する事態です。
268	公共施設等運営権実施契約書(案)	27	67	1					不可抗力に起因しない水質の変動	「不可抗力に起因せず、かつ、水処理方式の変更が必要となるような原水の水質の恒常的な変化」は、たとえばどのような事態を想定されていますでしょうか。	原因によらず(不可抗力を除く。)、公共施設等運営権実施契約締結時点の水処理方式では要求水準を満たして工業用水等の供給ができなくなる程度に原水の水質が恒常的に変化する事態です。
269	公共施設等運営権実施契約書(案)	27	67	2					不可抗力に起因しない水質の変動	たとえば、大雨等による原水の濁度の上昇は、そのひとつひとつは一時的なものであっても、頻発する場合には事業者には負担しきれない事態が考えられます。その意味で、恒常的か一時的か(第1項と第3項のいずれに該当するか)の判断は困難な点もあると思われるので、県と事業者との協議により判断いただけるという理解でよいでしょうか。	協議の実施については、妨げません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
270	公共施設等運営権実施契約書(案)	27	67	3					不可抗力に起因しない水質の変動	「大雨等による原水の濁度の上昇」による一時的な原水の水質の変化により増加費用又は損害は発生した場合、運営権者負担とあります。一方、別紙1(76)で不可抗力は、「②豪雨、暴風、寒波その他の異常気象であつて運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの」と定義されております。この点、大雨が、豪雨その他異常気象であつて運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なものであれば、第65条(不可抗力による費用増加及び損害の扱い)で処理されるとの理解でよいでしょうか。	当該大雨が不可抗力に該当する場合には、ご理解のとおりです。
271	公共施設等運営権実施契約書(案)	27	67						不可抗力に起因しない水質の変動による増加費用	「不可抗力に起因せず、かつ、水処理方式の変更が必要となるような原水の水質の恒常的な変化」により、義務事業について運営権者に発生した増加費用とは、水処理方式の変更等に係る施設改良工事費及び維持管理費等について、県と運営権者側が合意した増加費用との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
272	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	73	2					第三者に及ぼした損害	要求水準の未達又は運営権者の責めに帰すべき事由により生じたものである場合、ユーザー企業から供給停止期間の操業停止に伴う営業補償を求められるリスクがある。これらの場合に備え、ユーザー企業毎の1日又は1時間あたりの被害額(売上額・出荷額等)を事前に想定することが望ましいと考えるが、貴県にて把握している当該情報や過去実績を開示いただきたい。	開示できる資料はありません。応募者において、公表情報から入手できないものがある場合には、競争的対話時に、個々のユーザー企業毎の工業用水の用途も踏まえて具体的に必要な情報をご教示ください。県は必要かつ可能な範囲で、情報等収集・開示に努めます。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
273	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	73	3					第三者に及ぼした損害	事業者が保守点検計画を遵守していた場合、管路の経年劣化による漏水に起因した第三者の損害は、県の負担と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
274	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	73	3					第三者に及ぼした損害	事業者側の帰責により事前通知なくユーザー企業への給水を停止もしくは減量した場合、当該期間の操業停止に伴う営業補償を求められる可能性が考えられます。リスク分析の観点から各ユーザー企業の一日当り損害額(もしくは製造品出荷額、売上高等)を把握しておく必要があると考えますが、当該情報は貴県にて把握されておりますでしょうか。当該情報を開示いただきたくお願いします。	開示できる資料はありません。応募者においては、公表情報から入手できないものがある場合には、競争的対話時に、個々のユーザー企業毎の工業用水の用途も踏まえて具体的に必要な情報をご教示ください。県は必要かつ可能な範囲で、情報等の収集・開示に努めます。
275	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	73						第三者に及ぼした損害	契約書(案)第 73 条記載の「損害」について、条例第 7 条記載の工業用水道料金の減免を指すものではなく、供給停止に伴う工場の操業停止による営業補償等を指すという理解でよいか。	ご理解のとおりですが、公共施設等運営権実施契約第 73 条の射程に入る第三者はユーザー企業に限定はされないことにご留意ください。
276	公共施設等運営権実施契約書(案)	28	73						ユーザーの営業補償	令和元年 11 月 8 日付「実施方針等に関する質問・意見に対する回答」No.206 及び No.212 の質問回答をふまえると、運営権者の故意・過失以外の理由によって工業用水道の供給が停止しそれに起因してユーザー企業に発生した損害について、ユーザー企業との契約主体である県に契約上(供給規程第 28 条により免責されない県の故意過失(本事業における運営権者の要求水準未達を含む)に起因する賠償責任を含むがこれに限らない。)又は民法・国賠法上の損害賠償責任が生じた場合においても、県は、運営権者の	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										故意・過失が無い限りは運営権者に当該賠償を求償することはない(また、仮に求償されたとしても運営権者は負担する義務はない)という理解です。 上記解釈は、上記場合は実施契約書(案)第73条第3項における「①要求水準の未達及び運営権者の責めに帰すべき事由に生じたものである場合」に該当することで導かれるという理解でよいでしょうか。	
277	公共施設等運営権実施契約書(案)	30	78	4					BCPに基づく初動対応の費用負担	運営権者が負担する初動対応により発生した費用の証票については、どのようなものが求められるのでしょうか。また、運営権者の提案額を上回る部分は貴県の費用負担とされており、事後精算になるものと考えられますが、支払い及び請求のタイミングは、全ての対応が終了した後まとめて行うことになる(運営権者での立替えが発生する)との理解でよいでしょうか。	前段については、運営権者が実施した初動対応の内容によりますが、実施した初動対応の内容及び発生した費用が客観的に確認できる資料(契約書、請求書など)をご提出ください。後段については、運営権者による一時的な立替えは生じますが、県は運営権者の資金繰り等に配慮します。
278	公共施設等運営権実施契約書(案)	31	80	2	(6)				運営権者による誓約事項	定款の事業目的が、「本事業並びに県の事前の承諾を得て行う熊本県内及び周辺の公共団体又は工業用水道の使用者から受託して行う水道分野等におけるその他の事業の遂行に限定されていること」とございますが、実施方針及び募集要項では任意事業が可能とございました。任意事業も水道分野に限るということでしょうか。	任意事業は「本事業」に含まれ、義務事業に関連する範囲で水道分野以外であっても可能です。なお、任意事業の該当適否は、必要に応じて競争的対話時に調整するものとします。
279	公共施設等運営権実施契約書(案)	31	80	4					運営権者による誓約事項	株主総会及び取締役会が開催された場合、議事録「及び」議事録要旨を貴県に提出せよとございますが、議事録「又は」議事録要旨の誤りではないでしょうか。	原案のとおり、議事録及び議事録要旨を求めます。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
280	公共施設等運営権実施契約書(案)	35	87	2					本契約終了による資産の取扱い	「運営事業対象施設に関して、本事業期間中に運営権者が行った更新投資業務」とは有明の更新事業の 25.5%と八代の更新事業の全部であり、有明の更新事業の 74.5%は含まないという理解でよろしいでしょうか。	「運営事業対象施設に関して、本事業期間中に運営権者が行った更新投資業務」には、共同管理者持分部分も含まれます。但し、事業期間終了時の残存価値相当額の算定に当たっては、有明工業用水道事業にあつては共同管理者持分は含まれず、また、八代工業用水道事業にあつては更新投資負担金は含まれません。
281	公共施設等運営権実施契約書(案)	35	87	2					残存価値相当額について	残存価値相当額は、各更新実施 5 箇年計画で貴県との間で確認し、16 年目から 20 年目の更新実施 5 箇年計画で合意するとあります。提案書で提示する残存価値相当額の扱いはあくまでも(運営権者が設定する)上限額という扱いであり、この範囲内であれば 5 箇年計画の中で自由に調整できるという理解でよいでしょうか。	応募者にて、「(運営権者が設定する)上限額」と提案いただくことは、県としては差し支えありませんが、本事業の公共施設等運営権実施契約においては、「上限額」とは定めておらず、事業開始後に変更は可能です。但し、変更を行う場合には、同契約に基づき、県に対する合理的な説明や県の予算措置に対する配慮が必要なことにご留意ください。
282	公共施設等運営権実施契約書(案)	35	87	5					残存価値相当額の支払いについて	残存価値相当額等の支払いは事業終了日より 2 年が経過した日以降速やかに支払われるとありますが、他方、運営権者が事業終了後も合理的な保全措置が取られていることを示し、県がこれを適切と認めた場合には、事業終了日以降速やかに支払うとあります。後者は具体的にどのような状況を想定されているのかご教示ください。	運営権者又は公共施設等運営権実施契約に基づき運営権者が解散等している場合には代表企業による瑕疵担保責任の履行が確実に認められると県が判断した場合を想定しています。
283	公共施設等運営権実施契約書(案)	39	94	2					不可抗力による本契約の終了又は解除	「県と運営権者との間で復旧対応に関する協議が成立しない場合その他本事業の継続が困難であると判断したとき、又は本契約の履行のために多大な費用を要するときには、県又は運営権者は、相手方と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる」と	県又は運営権者が契約解除を求めた場合における協議が合意に至らなかった場合には、公共施設等運営権実施契約第 120 条に基づく紛争解決に委ねることになるものと考えます。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
										ありますが、当該協議が合意に至らなかった場合の措置はどのようにお考えでしょうか。	
284	公共施設等運営権実施契約書(案)	41	99						契約解除違約金	契約解除違約金について、20年の事業期間の中で一律ではなく、履行を終えた期間に応じて低減していくことは考えられないでしょうか。1年目と20年目では契約解除となったときのインパクトが異なると考えます。また、これに応じて、第6条に規定される契約保証金の額も契約解除違約金と同様に履行を終えた期間に応じて低減していくことは考えられないでしょうか。	原文のとおりとします。契約解除違約金の金額は、本事業における条件とご理解ください。
285	公共施設等運営権実施契約書(案)	49							別紙1定義集（第三者の定義）	実施契約書の中に第三者という記載がありますが、この第三者に含まれない者を定義頂けないでしょうか。第三者に含まれない者は、貴県、運営権者、SPC構成員、業務受託企業という理解でよろしいでしょうか。	第三者に含まれないのは、県及び運営権者です。なお、定義集への規定は不要と考えています。
286	公共施設等運営権実施契約書(案)	49							別紙1定義集（委託禁止業務）	委託禁止業務に統括マネジメントに係る業務が含まれていますが、運営権者を構成する運営権者への出資者については、委託可能として頂けないでしょうか。	原文のとおりとします。なお、業務の範囲が補助的な作業であると県が認める業務についての委託は認めていますが、統括マネジメントに係る業務に関して、他の質問番号において県が回答している内容もご参照の上、さらに確認が必要な場合には、競争的対話時に委託可否について調整するものとします。
287	公共施設等運営権実施契約書(案)	50	別紙1						別紙1定義集	「協力料」について、すべてのユーザー企業に対し例外なくかかるという理解でよろしいでしょうか。	例外なくは、かかりません。詳しくは、募集要項の別紙2「工業用水道の料金制度(参考)」において解説していますので、ご参照ください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所						項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目			
288	公共施設等運営権実施契約書(案)	52	61					別紙1定義集（白島浄水場の汚泥処理施設）	要求水準書の別紙「図 13」とは、「図 16」の誤りではないでしょうか。	ご指摘を踏まえて修正します。修正後の公共施設等運営権実施契約書(案)は、競争的対話を踏まえて公表するものとします。
289	公共施設等運営権実施契約書(案)	52	76					別紙1定義集（不可抗力の定義）	豪雨、暴風、寒波、その他の異常気象とありますが、その他には雷も含むと考えてよいでしょうか。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.198 で回答したとおり、不可抗力の該当適否は災害等の種別ではなく、公共施設等運営権実施契約書(案)の定義により判断されます。
290	公共施設等運営権実施契約書(案)	52	76					別紙1定義集（不可抗力の定義）	豪雨、暴風、寒波、その他の異常気象とありますが、その他には気温や水温の著しい変動も含むと考えてよいでしょうか。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.198 で回答したとおり、不可抗力の該当適否は災害等の種別ではなく、公共施設等運営権実施契約書(案)の定義により判断されます。
291	公共施設等運営権実施契約書(案)	52	76					別紙1定義集（不可抗力の定義）	豪雨、暴風、寒波、その他の異常気象とありますが、その他には少雨に起因する渇水も含むと考えてよいでしょうか。	実施方針等に関する質問・意見に対する回答 No.198 で回答したとおり、不可抗力の該当適否は災害等の種別ではなく、公共施設等運営権実施契約書(案)の定義により判断されます。
292	公共施設等運営権実施契約書(案)	66	7					別紙 3-2 物品譲渡契約書（危険負担）	譲渡物品の引渡時前の危険負担について、譲渡人の責めに帰すべき事由により滅失又は毀損した場合以外は譲受人が危険を負担するとございます。引渡前の危険負担は、譲受人の帰責事由によるもの以外は譲渡人が負担するとして頂きたく存じます。このように考えるのが改正民法第 536 条にも合致し公平であると考えます。	原文のとおりとします。
293	公共施設等運営権実施契約書(案)	74	17					別紙 5 公有財産賃貸借契約（原状回復義務）	本条に基づく原状回復義務とは、経年劣化など通常の使用に伴う損耗を回復する義務までは負わないと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
294	公共施設等運営権実施契約書(案)	77							別紙6 保険	火災保険の加入が義務付けられていますが、動産の時価評価額、またはカバー範囲等の条件は運営権者が設定するとの理解で良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
295	公共施設等運営権実施契約書(案)	77							別紙6 保険	火災保険の保険料が、近年の災害多発によって高騰しています。事業期間中の火災保険保険料の高騰は物価変動とすることに関して協議に応じて頂けるとの理解でよいでしょうか。	火災保険の保険料の増加は、運営権者の費用負担とします。
296	公共施設等運営権実施契約書(案)	79	別紙7	2	(1)				県の努力による新規ユーザー企業誘致時の按分率の改定について	新規ユーザーが増えた場合に運営上掛かる経費として、役務費を認めて頂きたい。水質試験やユーザー企業からの問い合わせ対応による役務費の追加が発生する可能性もある。	原文のとおりとします。
297	公共施設等運営権実施契約書(案)	79	別紙7	2	(2)				別紙7 按分率の改定	ユーザー企業の誘致について、県と運営権者が同一の企業にアプローチして誘致に至った場合、あるいは県と運営権者が協働して誘致に至った場合は、その企業から収受する工業用水道料金は折半になるという理解でよろしいでしょうか。	貢献度割合で折半することは想定していません。なお、新規のユーザー企業候補を最初に発掘した方が努力して誘致したと判断されるものと考えています。但し、現に同一の企業に同時にアプローチした等の場合には、個々の状況を踏まえて県及び運営権者が按分率の改定方法について協議するものとします。
298	公共施設等運営権実施契約書(案)	79	別紙7	2	(2)				運営権者の努力による水量の増加（運営権者の努力によるユーザー企業の誘致）	「運営権者の努力によるユーザー企業の誘致」の具体的な定義と、按分率の改定に関する協議の前に行う協議、手続きについてご教示ください。	前段については、個々の事例により判断しますが、運営権者が新規のユーザー企業候補を発掘し、県に紹介した場合は、基本的には「運営権者の努力」と判断されるものと考えています。後段については、按分率の改定に関する協議の前に行う協議はありません。また、按分率改定のための手続きは別紙7に定めるとおりです。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
299	公共施設等運営権実施契約書(案)	82	別紙7	2	(4)				給水量の減少	運営権者の責に帰すべき事由による給水量の減少について、どのようなものを想定しているのか具体的に例示いただけませんか。	運営権者の要求水準未達とユーザー企業の撤退の間で相当因果関係がある場合等を想定しています。
300	公共施設等運営権実施契約書(案)	82	別紙7	2	(5)				ユーザー企業撤退等の記載について	ユーザー企業の撤退理由は、県および運営権者いずれの責めにもよらないというケースがあると推察します。契約書上での疑義を避けるため、(5)の括弧書き内「ユーザー企業の需要変動等」の記載に「ユーザー企業の撤退も含む」旨の記載をお願いいたします。	原文のとおりとします。
301	公共施設等運営権実施契約書(案)	82	別紙7	2	(5)				いずれの責めにも帰すべき事由によらない給水量（基本使用水量及び特定使用水量）の増減（ユーザー企業の需要変動等）	5%以下の計画給水量の増減の場合、按分率は改定しないとありますが、工業用水道ユーザー企業の契約水量の変動リスクについて、変動の大小にかかわらず料金按分率の見直しをしていただきたい。	原文のとおりとします。
302	公共施設等運営権実施契約書(案)	83	別紙7	2	(5)	②			ユーザー企業の需要変動等による給水量の減少に係る損失補償	「県及びユーザー企業の間で締結された給水契約の変更及びその他の合意により以下 ii に記載する基準日時点の計画給水量から 5%を超えて計画給水量が減少するときは、それに起因する運営権者の収入減少分を県が損失補償する」と規定されていますが、“給水契約の変更及びその他の合意”については解約合意も含まれる認識で相違ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
303	公共施設等運営権実施契約書(案)	87	別紙8						別紙 8 料金收受代行業務委託契約（再委託の禁止）	運営権者の再委託が禁止されております。運営権者とは SPC を言うとして理解しておりますが、SPC の構成員に対して料金收受の委託業務の一部を委託することも禁止されるのでしょうか。	ご理解のとおりですが、競争的対話で調整することは妨げません。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
304	公共施設等運営権実施契約書(案)	90	別紙8	別記					個人情報処理	運営権者の再委託が禁止されております。運営権者とはSPCを言うとして理解しておりますが、SPCの構成員に対して個人情報の処理の一部を委託することも禁止されるのでしょうか。	ご理解のとおりですが、競争的対話で調整することは妨げません。
305	モニタリング基本計画書	1	1	2					セルフモニタリングの実施	セルフモニタリングの実施体制、実施内容、実施手順、実施頻度、実施結果の活用方法は運営権者にて任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。また、「セルフモニタリング実施計画書」について県による承認の基準があれば、ご教示ください。	前段については、モニタリング基本計画に従うものである限りにおいて、ご理解のとおりです。後段については、運営権者が提案時に提案したセルフモニタリングに係る提案内容に従わずに「セルフモニタリング実施計画書」を作成した場合や当該計画に基づくセルフモニタリングでは、要求水準の充足状況を適切に確認ができない懸念が認められるときは、承認しません。
306	モニタリング基本計画書	1	1	2					セルフモニタリングの実施	セルフモニタリング実施報告書の作成様式、媒体（紙、電子データ）は、運営権者にて任意に設定するとの理解でよろしいでしょうか。また、県の確認について、電子データ上で確認を受けることは可能でしょうか。	県と協議の上決定するものとします。電子データでの提出可否については、必要に応じて競争的対話時に、使用を予定している具体的なソフト名等を提示の上、ご照会ください。
307	モニタリング基本計画書	3	1	4					モニタリングの体制	①県によるモニタリングは貴県の職員のみで行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。但し、事業の実施状況に応じて、県が外部の専門家等に専門的知見を求める必要が生じた場合には、運営権者とも協議の上、助言を求める場合もあります。
308	モニタリング基本計画書	3	1	4					業務実施企業	②運営権者によるセルフモニタリングでモニタリングを行う業務実施企業は、要求水準の充足状況が確認できればセルフモニタリング実施計画書にて定めた業務実施企業のみでよいとの理解でよろしいでしょうか。	セルフモニタリングの対象は、モニタリング基本計画の図表1-1「モニタリング対象範囲」に規定のとおりです。当該対象をモニタリングするに当たり必要なモニタリング実施方法・内容等をご提案ください。
309	モニタリング基本計画書	4	1	5					モニタリング基本計画書の変更	「あらかじめ運営権者又は県に対して～書面により通知する」とありますが、「あらかじめ」として想定されている期間がありましたらご教示ください。	具体的な想定はありませんが、協議に要する時間等も考慮し、互いに通知するものとします。



熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
310	モニタリング基本計画書	4	1	7					モニタリング結果の公表	「県は本モニタリング基本計画書に基づくモニタリングの結果について、公表することができる。」とありますが、運営権者も貴県同様に公表することができるとの理解でよろしいでしょうか。	事業の履行状況に関する情報の公開の一環として行うものである限りにおいては差し支えないものと考えます、但し、県が実施したモニタリング結果の運営権者による公表の必要性や具体的な公表予定内容を正確に理解できていないため、必要に応じて競争的対話において再度ご照会ください。
311	モニタリング基本計画書	4	1	7					モニタリング結果の公表	想定している公表方法や公表予定の項目をご教示ください。	県のホームページを通じて公表する予定です。公表項目については提案内容も踏まえ、運営権者との協議の上決定します。
312	モニタリング基本計画書	7	3	3					提出書類	運転管理報告書(日報)の提出期限は「翌月10日」とされていますが、日報の提出は1か月分纏めて提出すればよいという理解でよいでしょうか。	提出についてはご理解のとおりですが、県が必要とするときに閲覧できるよう報告書作成は適時に実施してください。
313	モニタリング基本計画書	7	3	3					提出書類	図表 3-1 維持管理・運営に関する提出書類のうち、保全管理報告書(日常点検、定期点検)について、点検作業の完了後10日以内、とありますが、日常点検はその都度10日以内に提出が必要でしょうか。	日常点検の提出期限を翌月10日までとするものとし、モニタリング基本計画書及び要求水準書(案)の該当箇所を修正します。但し、県が必要とするときに閲覧できるよう報告書作成は適時に実施してください。なお、修正後のモニタリング基本計画書及び要求水準書は競争的対話を踏まえて公表します。
314	モニタリング基本計画書	7	3	3					維持管理・運営のモニタリングに関する提出書類	運営権者が図表 3-1 に示す維持管理・運営に関する提出書類は、セルフモニタリング実施報告書とは別に、それぞれの提出期限までに提出するとの理解でよろしいでしょうか。	モニタリング基本計画書に規定しているとおり、図表 3-1 に示す提出書類を最低限含むセルフモニタリング実施報告書を作成し、提出期限までに提出ください。
315	モニタリング基本計画書	9	5	3					提出書類	運営権者は、提出書類の内容、提出期限、提出部数、体裁等については、県と協議の上決定するものとする。とありますが協議のタイミングは、セルフモニタリング実施計画書提出前と理解してよろしいですか	基本的にはご理解のとおりです。セルフモニタリング実施計画書の提出以降、事業期間中に新たに任意事業を行う場合には、適時県と協議してください。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
316	モニタリング基本計画書	11	7	1					要求水準未達の場合の措置違反レベルの認定 図表 7-2 違反レベルの具体例 レベル 2(重大な違反)	レベル 2(重大な違反)に「水質の悪化」と「給水量の減少」がございませぬ。「水質の悪化」と「給水量の減少」が、実施契約書第 65 条、第 66 条、第 67 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条に該当する事由に起因する場合は、レベル 2 (重大な違反)に該当しないと理解してよろしいでしょうか。	公共施設等運営権実施契約第 66 条、第 67 条、第 69 条、第 70 条、第 71 条に基づき、運営権者の契約上の義務の履行が免責される場合に限り、ご理解のとおりです。なお、第 65 条に基づく免責はありません。
317	モニタリング基本計画書	11	7	1					違反レベルの具体例	レベル 1 に「業務の怠慢」とありますが、具体的にどのような事象が発生した場合に「怠慢」と判断されるかご教示ください。	運営権者の契約上の義務の不履行の内、軽微な違反と認められるものです。レベル 1 への該当有無は、個別の事象毎に判断します。
318	モニタリング基本計画書	11	7	1					違反レベルの具体例	レベル 3 に「社会的な影響が重大な事象」とありますが、具体的にどのような事象が発生した場合にそのように判断されるかご教示ください。	本事業(工業用水道事業)に対する信頼を損なうような結果をもたらす事象を想定していません。レベル 3 への該当有無については、個別の事象毎に判断します。
319	モニタリング基本計画書	11	7	1					違反レベルの具体例	定量的な判定基準がない場合の判定基準については、発注者の恣意的な判定を排除するために協議の上決定することが望ましいと考えます。契約後に項目について県と運営権者間で協議できる旨、明記願います。	原文のとおりとします。なお、協議の実施については妨げません。
320	モニタリング基本計画書	11	7	1					違反レベルの具体例	レベルの判定基準については、図表 72 違反レベルの具体例では基準が明確とはいわないため、競争的対話において県との協議のより、より具体的な判定基準にさせていただきたいと考えます。	競争的対話において、具体的な事象の内容を県に示した上で、各レベルへの該当有無をご確認ください。
321	モニタリング基本計画書	11	7	1					違反レベルの具体例	図表 7-2 の違反レベルの具体例の見出しにおける「県」とは、正しくは「具体例」でしょうか。	ご指摘を踏まえて、修正します。修正後のモニタリング基本計画書は競争的対話を踏まえて公表します。

熊本県有明・八代工業用水道運営事業資格審査に関する質問・意見に対する回答（参加資格審査関連以外）

No	資料名	該当箇所							項目名	質問・意見	回答
		頁	章	節	細節	項	目	細目			
322	モニタリング基本計画書	12	7	3					要求水準未達の場合の措置 是正指導	第1文の「なお書き」には「運営権者の責めに帰すべき事由により」とございますが、なお書の前文には、かかる文言がございません。50万円の違約金を課せられる当該文にも「運営権者の責めに帰すべき事由により」と記載して頂きたく存じます。記載ができない場合には、その理由をご教示ください。	原文のとおりとします。運営権者に契約上の義務の不履行がない場合においては、「要求水準が満たされていない」とは認められないためです。
323	モニタリング基本計画書	12	7	3					是正要求	「運営権者からの是正要求に対する対応の完了通知を受けた場合、…是正が行われたかどうか確認する」について、是正要求に対する対応の完了を県が確認したことを証明する書面を県から運営権者に提出してください。	ご指摘のとおり対応するものとします。
324	モニタリング基本計画書	12	7	4					要求水準未達の場合の措置 是正勧告	第1文の「なお書き」には「運営権者の責めに帰すべき事由により」とございますが、なお書の前文には、かかる文言がございません。500万円の違約金を課せられる当該文にも「運営権者の責めに帰すべき事由により」と記載して頂きたく存じます。記載ができない場合には、その理由をご教示ください。	原文のとおりとします。運営権者に契約上の義務の不履行がない場合においては、「要求水準が満たされていない」とは認められないためです。